

## 担保危険

### 第1条 危険

この保険は、下記第4条、第5条、第6条および第7条の規定により除外された場合を除き、保険の目的物の滅失または損傷の一切の危険を担保する。

### 第2条 共同海損

この保険は、下記第4条、第5条、第6条および第7条において除外された事由を除く一切の事由による損害を避けるためかまたはこれを避けることに関連して生じ、運送契約および／または準拠法および慣習に従って精算されまたは決定された共同海損および救助料をてん補する。

### 第3条 「双方過失衝突」条項

この保険は、この保険の一切の担保危険に関して、運送契約の双方過失衝突条項により被保険者が負担する責任額をてん補する。上記条項によって運送人から請求があった場合には、被保険者はその旨を保険者に通知することを約束する。保険者は自己の費用で、運送人の請求に対して被保険者を防護する権利を有する。

## 免責事由

### 第4条

この保険は、いかなる場合においても以下のものをてん補しない。

- 4.1 被保険者の故意の違法行為に原因を帰し得る滅失、損傷または費用
- 4.2 保険の目的物の通常の漏損、重量もしくは容積の通常の減少または自然の消耗
- 4.3 この保険の対象となる輸送に通常生じる出来事に堪えることができるはずの保険の目的物の梱包または準備が、不十分または不適切であることによって生じる滅失、損傷または費用。ただし、その梱包または準備が、被保険者もしくはその使用人によって行われる場合またはこの保険の危険開始前に行われる場合に限る(本約款においては、「梱包」にはコンテナへの積付けを含むものとし、「使用人」には独立した請負業者を含まない)。
- 4.4 保険の目的物の固有の瑕疵(かし)または性質によって生じる滅失、損傷または費用
- 4.5 遅延が担保危険によって生じた場合でも、遅延によって生じる滅失、損傷または費用(上記第2条によって支払われる費用を除く)
- 4.6 船舶の所有者、管理者、用船者または運航者の支払不能または金銭債務不履行によって生じる滅失、損傷または費用。ただし、保険の目的物を船舶に積込む時に、被保険者がそのような支払不能または金銭債務不履行が、その航海の通常の遂行を妨げることになり得ると知っているか、または通常の業務上当然知っているべきである場合に限る。  
本免責規定はある拘束力のある契約に従って、善意で保険の目的物を購入した者もしくは購入することに同意した者に保険契約が譲渡され、その者が本保険により保険金を請求する場合には適用されない。
- 4.7 直接であると間接であるとを問わず、原子核の分裂および／もしくは融合もしくはその他類似の反応または放射能もしくは放射性物質を利用した兵器または装置の使用によって生じる、またはそれらの使用から生じる滅失、損傷または費用

### 第5条

- 5.1 この保険は、いかなる場合においても以下の事由から生じる滅失、損傷または費用をてん補しない。
  - 5.1.1 船舶もしくは艇の不堪航、または船舶もしくは艇が保険の目的物の安全な運送に適さないこと。ただし、被保険者が、保険の目的物がこれらの輸送用具に積込まれる時に、その不堪航または安全な運送に適さないことを知っている場合に限る。
  - 5.1.2 コンテナまたは輸送用具が保険の目的物の安全な運送に適さないこと。ただし、これらの輸送用具への積み込みが、この保険の危険開始前に行われる場合、または被保険者もしくはその使用人によって行われ、かつ、これらの者が積み込みの時に運送に適さないことを知っている場合に限る。
- 5.2 上記第5条1項1号の免責規定は、拘束力のある契約のもとで、善意で保険の目的物を購入した者または購入することに同意した者にこの保険契約が譲渡され、その者が本保険により保険金を請求する場合には適用されない。
- 5.3 保険者は、船舶の堪航性および船舶が保険の目的物の仕向地までの運送に適することについての黙示担保の違反があっても、これを問わない。

### 第6条

この保険は、いかなる場合においても、以下の事由によって生じる滅失、損傷または費用をてん補しない。

- 6.1 戦争、内乱、革命、謀反、反乱もしくはこれらから生じる国内闘争、または敵対勢力によってもしくは敵対勢力に対して行われる一切の敵対的行為
- 6.2 捕獲、拿捕(だぼ)、拘束、抑止または抑留(海賊行為を除く)およびこれらの結果またはこれらの一切の企図
- 6.3 遺棄された機雷、魚雷、爆弾またはその他の遺棄された兵器

### 第7条

この保険は、いかなる場合においても、以下の滅失、損傷または費用をてん補しない。

- 7.1 ストライキに参加する者、職場閉鎖を受けた労働者、または労働争議、騒じょうもしくは暴動に参加している者によって生じるもの
- 7.2 ストライキ、職場閉鎖、労働争議、騒じょうまたは暴動から生じるもの
- 7.3 一切のテロ行為、すなわち、合法的にあるいは非合法に設立された一切の政体を、武力または暴力によって転覆させあるいは支配するために仕向けられた活動を実行する組織のために活動し、あるいはその組織と連携して活動する者の行為によって生じるもの
- 7.4 政治的、思想的、または宗教的動機から活動する一切の者によって生じるもの

## 保険期間

### 第8条 輸送条項

- 8.1 下記第11条に従うこととして、この保険は(この保険契約で指定された地の)倉庫または保管場所において、この保険の対象となる輸送の開始のために輸送車両またはその他の輸送用具に保険の目的物を直ちに積込む目的で、保険の目的物

が最初に動かされた時に開始し、  
通常の輸送過程にある間継続し、

- 8.1.1 この保険契約で指定された仕向地の最終の倉庫または保管場所において、輸送車両またはその他の輸送用具からの荷卸しが完了した時、
  - 8.1.2 この保険契約で指定された仕向地到着前であると仕向地にあるとを問わず、被保険者もしくはその使用人が、通常の輸送過程以外の保管のため、または割当もしくは分配のためのいずれかに使用することを選ぶその他の倉庫もしくは保管場所において、輸送車両またはその他の輸送用具からの荷卸しが完了した時、または
  - 8.1.3 被保険者もしくはその使用人が、通常の輸送過程以外の保管のため、輸送車両もしくはその他の輸送用具またはコンテナを使用することを選んだ時、または
  - 8.1.4 最終荷卸港における保険の目的物の航洋船舶からの荷卸完了後60日を経過した時、  
のうち、いずれか最初に起きた時に終了する。
- 8.2 最終荷卸港における航洋船舶からの荷卸後でこの保険の終了前に、保険の目的物が保険に付けられた仕向地以外の地に継搬される場合は、この保険は第8条1項1号ないし第8条1項4号の保険終了の規定に従って存続するが、変更された仕向地への輸送の開始のために保険の目的物が最初に動かされる時以降は延長されない。
- 8.3 この保険は、(上記第8条1項1号ないし第8条1項4号に規定された保険終了の規定、および下記第9条の規定に従うこととして)被保険者の支配しえない遅延、一切の離路、やむを得ない荷卸し、再積込または積替の期間中および運送契約によって運送人に与えられた自由裁量権の行使から生じる一切の危険の変更の期間中有効に存続する。

#### 第9条 運送契約の打切り

被保険者の支配しえない事情により、運送契約がその契約で指定された仕向地以外の港または地において打切られたか、または上記第8条に規定するとおり、保険の目的物が荷卸しされる前に輸送が打切られた場合には、この保険もその時点で終了する。ただし、被保険者が、遅滞なくその旨を保険者に通知し、担保の継続を要請する場合は、保険者が割増保険料を請求するときはその支払いを条件として、この保険は、

- 9.1 輸送が打切られた港もしくは地において保険の目的物が売却の上引渡される時、または特に別段の協定が行われな限りは、これらの港または地への保険の目的物の到着後60日を経過した時、のうち、  
いずれか最初に起きた時、  
または
- 9.2 保険の目的物が、上記60日の期間(もしくは協定によりこれを延長した期間)内に、この保険契約で指定された仕向地もしくはいずれか他の仕向地へ継搬される場合は、上記第8条の規定によって保険が終了する時まで、有効に存続する。

#### 第10条 航海の変更

- 10.1 この保険の危険開始後に被保険者が仕向地を変更する場合は、遅滞なくその旨を保険者に通知し、保険料率および保険条件の協定をしなければならない。その協定前に損害が発生した場合は、営利保険市場において妥当と考えられる保険条件および保険料率による担保が得られるときに限り、担保が提供される。
- 10.2 保険の目的物が、(第8条1項に従い)この保険によって企図された輸送を開始したが、被保険者およびその使用人が知らずして、船舶が別の仕向地に向けて出帆した場合であっても、この保険はその輸送開始の時に危険が開始したものとす

#### 保険金の請求

##### 第11条 被保険利益

- 11.1 この保険によって損害のてん補を受けるためには、被保険者は、損害発生の際に保険の目的物について被保険利益を有していなければならない。
- 11.2 上記第11条1項の規定に従うこととして、保険契約の締結前にこの保険の対象となる損害が発生していたとしても、被保険者がその損害発生の実情を知り、かつ保険者がこれを知らなかった場合を除き、被保険者はこの保険によって担保されている期間内に発生するこの損害についててん補を受ける権利がある。

##### 第12条 継搬費用

この保険によって担保される危険の作用の結果として、この保険の対象となる輸送が、この保険によって保険の目的物がそこまで担保されている港または地以外の港または地で打切られる場合には、保険者は、保険の目的物の荷卸し、保管およびこの保険に付けられた仕向地までの継搬のために適切かつ合理的に支出された一切の追加費用を被保険者にてん補する。  
この第12条は、共同海損または救助料には適用されないが、上記第4条、第5条、第6条および第7条に規定された免責規定の適用を受ける。また、この第12条は被保険者またはその使用人の過失、怠慢、支払不能または金銭債務不履行から生じる費用を含まない。

##### 第13条 推定全損

保険の目的物の現実全損が避け難いと思われるため、または保険の目的物の回収、補修および保険に付けられた仕向地までの継搬に要する費用の合計額が到着時の保険の目的物の価額を超える見込であるために、保険の目的物が合理的に遺棄される場合を除き、推定全損に対する保険金はこの保険ではてん補されない。

##### 第14条 増値

- 14.1 この保険に付けられた保険の目的物について被保険者が増値保険を付けた場合は、保険の目的物の協定価額は、この保険の保険金額および同じ損害をてん補するすべての増値保険の保険金額の合計額まで増額されたものとみなされ、この保険による保険者の責任額は、この保険の保険金額の上記合計保険金額に対する割合による。  
保険金の請求に際しては、被保険者は、この保険以外のすべての保険の保険金額についての証拠を保険者に提供しなければならない。
- 14.2 この保険が増値についての保険である場合には、以下の規定を適用する。  
保険の目的物の協定価額は、原保険の保険金額および被保険者によってその保険の目的物について保険に付けられ、同じ損害をてん補するすべての増値保険の保険金額の合計額と同額とみなされるものとし、この保険における保険者の責任額は、この保険の保険金額の上記合計保険金額に対する割合による。

保険金の請求に際しては、被保険者は、この保険以外のすべての保険の保険金額についての証拠を保険者に提供しなければならない。

## 保険の利益

### 第15条 この保険は

- 15.1 被保険者を対象とする。被保険者には、この保険契約を自ら締結した者もしくは自己のためにこの保険契約を締結された者として、または譲受人として、保険金の請求を行う者を含む。
- 15.2 拡張解釈またはその他の方法によって運送人その他の受託者を利するために利用されてはならない。

## 損害の軽減

### 第16条 被保険者の義務

この保険によって損害がてん補されるためには、以下のことを被保険者ならびにその使用人および代理人の義務とする。

- 16.1 その損害を回避または軽減するために合理的な処置を講じること、および
  - 16.2 運送人、受託者またはその他の第三者に対するすべての権利が適切に保全され、かつ行使されることを確保すること。
- 保険者は、この保険によっててん補されるすべての損害に加えて、これらの義務を履行することにより適切かつ合理的に支出された一切の費用についても被保険者に支払う。

### 第17条 権利放棄

保険の目的物の救助、保護または回復のために被保険者または保険者が講じる処置は、委付の放棄または承諾とみなされず、またいずれの当事者の権利を害するものでもない。

## 遅延の回避

### 第18条

被保険者が自己の支配しうるすべての状況下において相当な迅速さをもって行動することがこの保険の条件である。

## 法律および慣習

### 第19条

この保険は、英国の法律および慣習に従う。

注意:第9条により担保の継続が要請される場合、または第10条により仕向地の変更が通知される場合には、遅滞なくその旨を保険者に通知する義務があり、担保の継続を受ける権利は、この義務が履行されることを条件とする。

## 協会貨物約款(B) 1/1/09

## 担保危険

### 第1条 危険

この保険は、下記第4条、第5条、第6条および第7条の規定により除外された場合を除き、以下のものをてん補する。

- 1.1 以下の事由に原因を合理的に帰し得る保険の目的物の滅失または損傷
  - 1.1.1 火災または爆発
  - 1.1.2 船舶または艇の座礁、乗揚げ、沈没または転覆
  - 1.1.3 陸上輸送用具の転覆または脱線
  - 1.1.4 船舶、艇または輸送用具の、水以外の他物との衝突または接触
  - 1.1.5 遭難港における貨物の荷卸し
  - 1.1.6 地震、噴火または雷
- 1.2 以下の事由によって生じる保険の目的物の滅失または損傷
  - 1.2.1 共同海損犠牲
  - 1.2.2 投荷または波ざらい
  - 1.2.3 船舶、艇、船艙、輸送用具、コンテナまたは保管場所への海水、湖水または河川の水の浸入
- 1.3 船舶もしくは艇への積込みまたはそれらからの荷卸中における水没または落下による梱包1個ごとの全損

### 第2条 共同海損

この保険は、下記第4条、第5条、第6条および第7条において除外された事由を除く一切の事由による損害を避けるためかまたはこれを避けることに関連して生じ、運送契約および/または準拠法および慣習に従って精算されまたは決定された共同海損および救助料をてん補する。

### 第3条 「双方過失衝突」条項

この保険は、被保険者がこの保険の一切の担保危険に関して、運送契約の双方過失衝突条項により被保険者が負担する責任額をてん補する。上記条項によって運送人から請求があった場合には、被保険者はその旨を保険者に通知することを約束する。保険者は自己の費用で、運送人の請求に対して被保険者を防護する権利を有する。

## 免責事由

### 第4条

- この保険は、いかなる場合においても以下のものをてん補しない。
- 4.1 被保険者の故意の違法行為に原因を帰し得る滅失、損傷または費用
  - 4.2 保険の目的物の通常漏損、重量もしくは容積の通常減少または自然の消耗
  - 4.3 この保険の対象となる輸送に通常生じる出来事に堪えることができるはずの保険の目的物の梱包または準備が、不十分または不適切であることによって生じる滅失、損傷または費用。ただし、その梱包または準備が、被保険者もしくはその使用人によって行われる場合またはこの保険の危険開始前に行われる場合に限る(本約款においては、「梱包」にはコンテナへの積付けを含むものとし、「使用人」には独立した請負業者を含まない)。
  - 4.4 保険の目的物の固有の瑕疵(かし)または性質によって生じる滅失、損傷または費用
  - 4.5 遅延が担保危険によって生じた場合でも、遅延によって生じる滅失、損傷または費用(上記第2条によって支払われる費用を

除く)

- 4.6 船舶の所有者、管理者、用船者または運航者の支払不能または金銭債務不履行によって生じる滅失、損傷または費用。ただし、保険の目的物を船舶に積込む時に、被保険者がそのような支払不能または金銭債務不履行が、その航海の通常の遂行を妨げることになり得ると知っているか、または通常の業務上当然知っているべきである場合に限る。  
本免責規定はある拘束力のある契約に従って、善意で保険の目的物を購入した者もしくは購入することに同意した者に保険契約が譲渡され、その者が本保険により保険金を請求する場合には適用されない。
- 4.7 一切の人または人々の不法な行為による保険の目的物の全部または一部の故意の損傷または故意の破壊
- 4.8 直接であると間接であるとを問わず、原子核の分裂および／もしくは融合もしくはその他類似の反応または放射能もしくは放射性物質を利用した兵器または装置の使用によって生じる、またはそれらの使用から生じる滅失、損傷または費用

#### 第5条

- 5.1 この保険は、いかなる場合においても以下の事由から生じる滅失、損傷または費用をてん補しない。
- 5.1.1 船舶もしくは艇の不堪航、または船舶もしくは艇が保険の目的物の安全な運送に適さないこと。ただし、被保険者が、保険の目的物がこれらの輸送用具に積込まれる時に、その不堪航または安全な運送に適さないことを知っている場合に限る。
- 5.1.2 コンテナまたは輸送用具が保険の目的物の安全な運送に適さないこと。ただし、これらの輸送用具への積み込みが、この保険の危険開始前に行われる場合、または被保険者もしくはその使用人によって行われ、かつ、これらの者が積み込みの時に運送に適さないことを知っている場合に限る。
- 5.2 上記第5条1項1号の免責規定は、拘束力のある契約のもとで、善意で保険の目的物を購入した者または購入することに同意した者にこの保険契約が譲渡され、その者が本保険により保険金を請求する場合には適用されない。
- 5.3 保険者は、船舶の堪航性および船舶が保険の目的物の仕向地までの運送に適することについての黙示担保の違反があっても、これを問わない。

#### 第6条

この保険は、いかなる場合においても、以下の事由によって生じる滅失、損傷または費用をてん補しない。

- 6.1 戦争、内乱、革命、謀反、反乱もしくはこれらから生じる国内闘争、または敵対勢力によってもしくは敵対勢力に対して行なわれる一切の敵対的行為
- 6.2 捕獲、拿捕(だほ)、拘束、抑止または抑留およびこれらの結果またはこれらの一切の企図
- 6.3 遺棄された機雷、魚雷、爆弾またはその他の遺棄された兵器

#### 第7条

この保険は、いかなる場合においても、以下の滅失、損傷または費用をてん補しない。

- 7.1 ストライキに参加する者、職場閉鎖を受けた労働者、または労働争議、騒じょうもしくは暴動に参加している者によって生じるもの
- 7.2 ストライキ、職場閉鎖、労働争議、騒じょうまたは暴動から生じるもの
- 7.3 一切のテロ行為、すなわち、合法的にあるいは非合法的に設立された一切の政体を、武力または暴力によって転覆させあるいは支配するために仕向けられた活動を実行する組織のために活動し、あるいはその組織と連携して活動する者の行為によって生じるもの
- 7.4 政治的、思想的、または宗教的動機から活動する一切の者によって生じるもの

#### 保険期間

##### 第8条 輸送条項

- 8.1 下記第11条に従うこととして、この保険は(この保険契約で指定された地の)倉庫または保管場所において、この保険の対象となる輸送の開始のために輸送車両またはその他の輸送用具に保険の目的物を直ちに積込む目的で、保険の目的物が最初に動かされた時に開始し、通常輸送過程にある間継続し、
- 8.1.1 この保険契約で指定された仕向地の最終の倉庫または保管場所において、輸送車両またはその他の輸送用具からの荷卸しが完了した時、
- 8.1.2 この保険契約で指定された仕向地到着前であると仕向地にあるとを問わず、被保険者もしくはその使用人が、通常輸送過程以外の保管のため、または割当もしくは分配のためのいずれかに使用することを選ぶその他の倉庫もしくは保管場所において、輸送車両またはその他の輸送用具からの荷卸しが完了した時、または
- 8.1.3 被保険者もしくはその使用人が、通常輸送過程以外の保管のため、輸送車両もしくはその他の輸送用具またはコンテナを使用することを選んだ時、または
- 8.1.4 最終荷卸港における保険の目的物の航洋船舶からの荷卸完了後60日を経過した時、  
のうち、いずれか最初に起きた時に終了する。
- 8.2 最終荷卸港における航洋船舶からの荷卸後でこの保険の終了前に、保険の目的物が保険に付けられた仕向地以外の地に継搬される場合は、この保険は第8条1項1号ないし第8条1項4号の保険終了の規定に従って存続するが、変更された仕向地への輸送の開始のために保険の目的物が最初に動かされる時以降は延長されない。
- 8.3 この保険は、(上記第8条1項1号ないし第8条1項4号に規定された保険終了の規定、および下記第9条の規定に従うこととして)被保険者の支配しえない遅延、一切の離路、やむを得ない荷卸し、再積込または積替の期間中および運送契約によって運送人に与えられた自由裁量権の行使から生じる一切の危険の変更の期間中有効に存続する。

##### 第9条 運送契約の打切り

被保険者の支配しえない事情により、運送契約がその契約で指定された仕向地以外の港または地において打切られたか、または上記第8条に規定するとおり、保険の目的物が荷卸しされる前に輸送が打切られた場合には、この保険もその時点で終了する。ただし、被保険者が、遅滞なくその旨を保険者に通知し、担保の継続を要請する場合は、保険者が割増保険料を請求するときはその支払いを条件として、この保険は、

- 9.1 輸送が打切られた港もしくは地において保険の目的物が売却の上引渡される時、または特に別段の協定が行われない限り

は、これらの港または地への保険の目的物の到着後60日を経過した時、  
のうち、いずれか最初に起きた時、  
または

- 9.2 保険の目的物が、上記60日の期間(もしくは協定によりこれを延長した期間)内に、この保険契約で指定された仕向地もしくは  
はいずれか他の仕向地へ継搬される場合は、上記第8条の規定によって保険が終了する時まで、有効に存続する。

#### 第10条 航海の変更

- 10.1 この保険の危険開始後に被保険者が仕向地を変更する場合は、遅滞なくその旨を保険者に通知し、保険料率および保険  
条件の協定をしなければならない。その協定前に損害が発生した場合は、営利保険市場において妥当と考えられる保険  
条件および保険料率による担保が得られるときに限り、担保が提供される。
- 10.2 保険の目的物が、(第8条1項に従い)この保険によって企図された輸送を開始したが、被保険者およびその使用人が知ら  
ずして、船舶が別の仕向地に向けて出帆した場合であっても、この保険はその輸送開始の時に危険が開始したものとす  
る。

#### 保険金の請求

##### 第11条 被保険利益

- 11.1 この保険によって損害のてん補を受けるためには、被保険者は、損害発生の際に保険の目的物について被保険利益を有  
していなければならない。
- 11.2 上記第11条1項の規定に従うこととして、保険契約の締結前にこの保険の対象となる損害が発生していたとしても、被保険  
者がその損害発生的事实を知り、かつ保険者がこれを知らなかった場合を除き、被保険者はこの保険によって担保されて  
いる期間内に発生するこの損害についててん補を受ける権利がある。

##### 第12条 継搬費用

この保険によって担保される危険の作用の結果として、この保険の対象となる輸送が、この保険によって保険の目的物がそこま  
で担保されている港または地以外の港または地で打切られる場合には、保険者は、保険の目的物の荷卸し、保管およびこの保  
険に付けられた仕向地までの継搬のために適切かつ合理的に支出された一切の追加費用を被保険者にてん補する。  
この第12条は、共同海損または救助料には適用されないが、上記第4条、第5条、第6条および第7条に規定された免責規定の  
適用を受ける。また、この第12条は被保険者またはその使用人の過失、怠慢、支払不能または金銭債務不履行から生じる費用  
を含まない。

##### 第13条 推定全損

保険の目的物の現実全損が避け難いと思われるため、または保険の目的物の回収、補修および保険に付けられた仕向地ま  
での継搬に要する費用の合計額が到着時の保険の目的物の価額を超える見込であるために、保険の目的物が合理的に遺棄され  
る場合を除き、推定全損に対する保険金はこの保険ではてん補されない。

##### 第14条 増値

- 14.1 この保険に付けられた保険の目的物について被保険者が増値保険を付けた場合は、保険の目的物の協定価額は、この  
保険の保険金額および同じ損害をてん補するすべての増値保険の保険金額の合計額まで増額されたものとみなされ、こ  
の保険による保険者の責任額は、この保険の保険金額の上記合計保険金額に対する割合による。  
保険金の請求に際しては、被保険者は、この保険以外のすべての保険の保険金額についての証拠を保険者に提供しな  
ければならない。
- 14.2 この保険が増値についての保険である場合には、以下の規定を適用する。  
保険の目的物の協定価額は、原保険の保険金額および被保険者によってその保険の目的物について保険に付けられ、  
同じ損害をてん補するすべての増値保険の保険金額の合計額と同額とみなされるものとし、この保険における保険者の責  
任額は、この保険の保険金額の上記合計保険金額に対する割合による。  
保険金の請求に際しては、被保険者は、この保険以外のすべての保険の保険金額についての証拠を保険者に提供しな  
ければならない。

#### 保険の利益

##### 第15条 この保険は

- 15.1 被保険者を対象とする。被保険者には、この保険契約を自ら締結した者もしくは自己のためにこの保険契約を締結された  
者として、または譲受人として、保険金の請求を行う者を含む。
- 15.2 拡張解釈またはその他の方法によって運送人その他の受託者を利するために利用されてはならない。

#### 損害の軽減

##### 第16条 被保険者の義務

この保険によって損害がてん補されるためには、以下を被保険者ならびにその使用人および代理人の義務とする。

- 16.1 その損害を回避または軽減するために合理的な処置を講じること、  
および
- 16.2 運送人、受託者またはその他の第三者に対するすべての権利が適切に保全され、かつ行使されることを確保すること。  
保険者は、この保険によっててん補されるすべての損害に加えて、これらの義務を履行することにより適切かつ合理的に支出さ  
れた一切の費用についても被保険者に支払う。

##### 第17条 権利放棄

保険の目的物の救助、保護または回復のために被保険者または保険者が講じる処置は、委付の放棄または承諾とみなされず、  
またいずれの当事者の権利を害するものでもない。

#### 遅延の回避

##### 第18条

被保険者が自己の支配しうるすべての状況下において相当な迅速さをもって行動することがこの保険の条件である。

#### 法律および慣習

##### 第19条

この保険は、英国の法律および慣習に従う。

注意:第9条により担保の継続が要請される場合、または第10条により仕向地の変更が通知される場合には、遅滞なくその旨を保険者に通知する義務があり、担保の継続を受ける権利は、この義務が履行されることを条件とする。

## 協会貨物約款(C)1/1/09

### 担保危険

#### 第1条 危険

この保険は、下記第4条、第5条、第6条および第7条の規定により除外された場合を除き、以下のものをてん補する。

- 1.1 以下の事由に原因を合理的に帰し得る保険の目的物の滅失または損傷
  - 1.1.1 火災または爆発
  - 1.1.2 船舶または艇の座礁、乗揚げ、沈没または転覆
  - 1.1.3 陸上輸送用具の転覆または脱線
  - 1.1.4 船舶、艇または輸送用具の、水以外の他物との衝突または接触
  - 1.1.5 遭難港における貨物の荷卸し
- 1.2 以下の事由によって生じる保険の目的物の滅失または損傷
  - 1.2.1 共同海損犠牲
  - 1.2.2 投荷

#### 第2条 共同海損

この保険は、下記第4条、第5条、第6条および第7条において除外された事由を除く一切の事由による損害を避けるためかまたはこれを避けることに関連して生じ、運送契約および／または準拠法および慣習に従って精算されまたは決定された共同海損および救助料をてん補する。

#### 第3条 「双方過失衝突」条項

この保険は、この保険の一切の担保危険に関して、運送契約の双方過失衝突条項により被保険者が負担する責任額をてん補する。上記条項によって運送人から請求があった場合には、被保険者はその旨を保険者に通知することを約束する。保険者は自己の費用で、運送人の請求に対して被保険者を防護する権利を有する。

### 免責事由

#### 第4条

この保険は、いかなる場合においても以下のものをてん補しない。

- 4.1 被保険者の故意の違法行為に原因を帰し得る滅失、損傷または費用
- 4.2 保険の目的物の通常の漏損、重量もしくは容積の通常の減少または自然の消耗
- 4.3 この保険の対象となる輸送に通常生じる出来事に堪えることができるはずの保険の目的物の梱包または準備が、不十分または不適切であることによって生じる滅失、損傷または費用。ただし、その梱包または準備が、被保険者もしくはその使用人によって行われる場合またはこの保険の危険開始前に行われる場合に限る(本約款においては、「梱包」にはコンテナへの積付けを含むものとし、「使用人」には独立した請負業者を含まない)。
- 4.4 保険の目的物の固有の瑕疵(かし)または性質によって生じる滅失、損傷または費用
- 4.5 遅延が担保危険によって生じた場合でも、遅延によって生じる滅失、損傷または費用(上記第2条によって支払われる費用を除く)
- 4.6 船舶の所有者、管理者、用船者または運航者の支払不能または金銭債務不履行によって生じる滅失、損傷または費用。ただし、保険の目的物を船舶に積込む時に、被保険者がそのような支払不能または金銭債務不履行が、その航海の通常の遂行を妨げることになり得ると知っているか、または通常の業務上当然知っているべきである場合に限る。  
本免責規定はある拘束力のある契約に従って、善意で保険の目的物を購入した者もしくは購入することに同意した者に保険契約が譲渡され、その者が本保険により保険金を請求する場合には適用されない。
- 4.7 一切の人または人々の不法な行為による保険の目的物の全部または一部の故意の損傷または故意の破壊
- 4.8 直接であると間接であるとを問わず、原子核の分裂および／もしくは融合もしくはその他類似の反応または放射能もしくは放射性物質を利用した兵器または装置の使用によって生じる、またはそれらの使用から生じる滅失、損傷または費用

#### 第5条

- 5.1 この保険は、いかなる場合においても以下の事由から生じる滅失、損傷または費用をてん補しない。
  - 5.1.1 船舶もしくは艇の不堪航、または船舶もしくは艇が保険の目的物の安全な運送に適さないこと。ただし、被保険者が、保険の目的物がこれらの輸送用具に積込まれる時に、その不堪航または安全な運送に適さないことを知っている場合に限る。
  - 5.1.2 コンテナまたは輸送用具が保険の目的物の安全な運送に適さないこと。ただし、これらの輸送用具への積込みが、この保険の危険開始前に行われる場合、または被保険者もしくはその使用人によって行われ、かつ、これらの者が積込みの時に運送に適さないことを知っている場合に限る。
- 5.2 上記第5条1項1号の免責規定は、拘束力のある契約のもとで、善意で保険の目的物を購入した者もしくは購入することに同意した者にこの保険契約が譲渡され、その者が本保険により保険金を請求する場合には適用されない。
- 5.3 保険者は、船舶の堪航性および船舶が保険の目的物の仕向地までの運送に適することについての黙示担保の違反があっても、これを問わない。

#### 第6条

この保険は、いかなる場合においても、以下の事由によって生じる滅失、損傷または費用をてん補しない。

- 6.1 戦争、内乱、革命、謀反、反乱もしくはこれらから生じる国内闘争、または敵対勢力によってもしくは敵対勢力に対して行なわれる一切の敵対的行為
- 6.2 捕獲、拿捕(だほ)、拘束、抑止または抑留およびそれらの結果またはそれらの一切の企図

### 6.3 遺棄された機雷、魚雷、爆弾またはその他の遺棄された兵器

## 第7条

この保険は、いかなる場合においても、以下の滅失、損傷または費用をてん補しない。

- 7.1 ストライキに参加する者、職場閉鎖を受けた労働者、または労働争議、騒じょうもしくは暴動に参加している者によって生じるもの
- 7.2 ストライキ、職場閉鎖、労働争議、騒じょうまたは暴動から生じるもの
- 7.3 一切のテロ行為、すなわち、合法的にあるいは非合法に設立された一切の政体を、武力または暴力によって転覆させるあるいは支配するために仕向けられた活動を実行する組織のために活動し、あるいはその組織と連携して活動する者の行為によって生じるもの
- 7.4 政治的、思想的、または宗教的動機から活動する一切の者によって生じるもの

## 保険期間

### 第8条 輸送条項

- 8.1 下記第11条に従うこととして、この保険は(この保険契約で指定された地の)倉庫または保管場所において、この保険の対象となる輸送の開始のために輸送車両またはその他の輸送用具に保険の目的物を直ちに積込む目的で、保険の目的物が最初に動かされた時に開始し、通常の輸送過程にある間継続し、
  - 8.1.1 この保険契約で指定された仕向地の最終の倉庫または保管場所において、輸送車両またはその他の輸送用具からの荷卸しが完了した時、
  - 8.1.2 この保険契約で指定された仕向地到着前であると仕向地にあるとを問わず、被保険者もしくはその使用人が、通常の輸送過程以外の保管のため、または割当もしくは分配のためのいずれかに使用することを選ぶその他の倉庫もしくは保管場所において、輸送車両またはその他の輸送用具からの荷卸しが完了した時、または
  - 8.1.3 被保険者もしくはその使用人が、通常の輸送過程以外の保管のため、輸送車両もしくはその他の輸送用具またはコンテナを使用することを選んだ時、または
  - 8.1.4 最終荷卸港における保険の目的物の航洋船舶からの荷卸完了後60日を経過した時、のうち、いずれか最初に起きた時に終了する。
- 8.2 最終荷卸港における航洋船舶からの荷卸後でこの保険の終了前に、保険の目的物が保険が付けられた仕向地以外の地に継搬される場合は、この保険は第8条1項1号ないし第8条1項4号の保険終了の規定に従って存続するが、変更された仕向地への輸送の開始のために保険の目的物が初めて動かされる時以降は延長されない。
- 8.3 この保険は、(上記第8条1項1号ないし第8条1項4号に規定された保険終了の規定、および下記第9条の規定に従うこととして)被保険者の支配しえない遅延、一切の離路、やむを得ない荷卸し、再積込または積替の期間中および運送契約によって運送人に与えられた自由裁量権の行使から生じる一切の危険の変更の期間中有効に存続する。

### 第9条 運送契約の打切り

被保険者の支配しえない事情により、運送契約がその契約で指定された仕向地以外の港または地において打切られたか、または上記第8条に規定するとおり、保険の目的物が荷卸しされる前に輸送が打切られた場合には、この保険もその時点で終了する。ただし、被保険者が、遅滞なくその旨を保険者に通知し、担保の継続を要請する場合は、保険者が割増保険料を請求するときはその支払いを条件として、この保険は、

- 9.1 輸送が打切られた港もしくは地において保険の目的物が売却の上引渡される時、または特に別段の協定が行われない限りは、これらの港または地への保険の目的物の到着後60日を経過した時、のうち、いずれか最初に起きた時、または
- 9.2 保険の目的物が、上記60日の期間(もしくは協定によりこれを延長した期間)内に、この保険契約で指定された仕向地もしくはいずれか他の仕向地へ継搬される場合は、上記第8条の規定によって保険が終了する時まで、有効に存続する。

### 第10条 航海の変更

- 10.1 この保険の危険開始後に被保険者が仕向地を変更する場合は、遅滞なくその旨を保険者に通知し、保険料率および保険条件の協定をしなければならない。その協定前に損害が発生した場合は、営利保険市場において妥当と考えられる保険条件および保険料率による担保が得られるときに限り、担保が提供される。
- 10.2 保険の目的物が、(第8条1項に従って)この保険によって企図された輸送を開始したが、被保険者およびその使用人が知らずして、船舶が別の仕向地に向けて出帆した場合であっても、この保険はその輸送開始の時に危険が開始したものとす

## 保険金の請求

### 第11条 被保険利益

- 11.1 この保険によって損害のてん補を受けるためには、被保険者は、損害発生の際に保険の目的物について被保険利益を有していなければならない。
- 11.2 上記第11条1項の規定に従うこととして、保険契約締結前にこの保険の対象となる損害が発生していたとしても、被保険者がその損害発生の実事を知り、かつ保険者がこれを知らなかった場合を除き、被保険者はこの保険によって担保されている期間内に発生するこの損害についててん補を受ける権利がある。

### 第12条 継搬費用

この保険によって担保される危険の作用の結果として、この保険の対象となる輸送が、この保険によって保険の目的物がそこまで担保されている港または地以外の港または地で打切られる場合には、保険者は、保険の目的物の荷卸し、保管およびこの保険に付けられた仕向地までの継搬のために適切かつ合理的に支出された一切の追加費用を被保険者にてん補する。この第12条は、共同海損または救助料には適用されないが、上記第4条、第5条、第6条および第7条に規定された免責規定の適用を受ける。また、この第12条は被保険者またはその使用人の過失、怠慢、支払不能または金銭債務不履行から生じる費用を含まない。

### 第13条 推定全損

保険の目的物の現実全損が避け難いと思われるため、または保険の目的物の回収、補修および保険に付けられた仕向地までの継搬に要する費用の合計額が到着時の保険の目的物の価額を超える見込であるために、保険の目的物が合理的に遺棄される場合を除き、推定全損に対する保険金はこの保険ではてん補されない。

#### 第14条 増値

14.1 この保険に付けられた保険の目的物について被保険者が増値保険を付けた場合は、保険の目的物の協定価額は、この保険の保険金額および同じ損害をてん補するすべての増値保険の保険金額の合計額まで増額されたものとみなされ、この保険による保険者の責任額は、この保険の保険金額の上記合計保険金額に対する割合による。

保険金の請求に際しては、被保険者は、この保険以外のすべての保険の保険金額についての証拠を保険者に提供しなければならない。

14.2 この保険が増値についての契約である場合には、以下の規定を適用する。

保険の目的物の協定価額は、原保険の保険金額および被保険者によってその保険の目的物について保険に付けられ、同じ損害をてん補するすべての増値保険の保険金額の合計と同額とみなされるものとし、この保険における保険者の責任額は、この保険の保険金額の上記の合計保険金額に対する割合による。

保険金の請求に際しては、被保険者は、この保険以外のすべての保険の保険金額についての証拠を保険者に提供しなければならない。

#### 保険の利益

##### 第15条 この保険は

15.1 被保険者を対象とする。被保険者には、この保険契約を自ら締結した者もしくは自己のためにこの保険契約を締結された者として、または譲受人として、保険金の請求を行う者を含む。

15.2 拡張解釈またはその他の方法によって運送人その他の受託者を利するために利用されてはならない。

#### 損害の軽減

##### 第16条 被保険者の義務

この保険によって損害がてん補されるためには、以下を被保険者ならびにその使用人および使用人の義務とする。

16.1 その損害を回避または軽減するために合理的な処置を講じること、および

16.2 運送人、受託者またはその他の第三者に対するすべての権利が適切に保全され、かつ行使されることを確保すること。

保険者は、この保険によっててん補されるすべての損害に加えて、これらの義務を履行することにより適切かつ合理的に支出された一切の費用についても被保険者に支払う。

##### 第17条 権利放棄

保険の目的物の救助、保護または回復のために被保険者または保険者が講じる処置は、委付の放棄または承諾とみなされず、またいずれの当事者の権利を害するものでもない。

#### 遅延の回避

##### 第18条

被保険者が自己の支配しうるすべての状況下において相当な迅速さをもって行動することがこの保険の条件である。

#### 法律および慣習

##### 第19条

この保険は、英国の法律および慣習に従う。

注意:第9条により担保の継続が要請される場合、または第10条により仕向地の変更が通知される場合には、遅滞なくその旨を保険者に通知する義務があり、担保の継続を受ける権利は、この義務が履行されることを条件とする。

### 協会貨物約款(航空貨物用 郵便を除く)1/1/09

#### 担保危険

##### 第1条 危険

この保険は、下記第3条、第4条および第5条の規定により除外された場合を除き、保険の目的物の滅失または損傷の一切の危険を担保する。

##### 第2条 救助料

この保険は、下記第3条、第4条および第5条において除外された事由を除く一切の事由による損害を避けるためかまたはこれを避けることに関連して生じた救助料をてん補する。

#### 免責事由

##### 第3条

この保険は、いかなる場合においても以下のものをてん補しない。

3.1 被保険者の故意の違法行為に原因を帰し得る滅失、損傷または費用

3.2 保険の目的物の通常の漏損、重量もしくは容積の通常の減少または自然の消耗

3.3 この保険の対象となる輸送に通常生じる出来事に堪えることができるはずの保険の目的物の梱包または準備が、不十分または不適切であることによって生じる滅失、損傷または費用。ただし、その梱包または準備が、被保険者もしくはその使用人によって行われる場合またはこの保険の危険開始前に行われる場合に限る(本約款においては、「梱包」にはコンテナへの積付けを含むものとし、「使用人」には独立した請負業者を含まない)。

3.4 保険の目的物の固有の瑕疵(かし)または性質によって生じる滅失、損傷または費用

3.5 航空機、輸送用具またはコンテナが保険の目的物の安全な運送に適さないことによって生じる滅失、損傷または費用。ただし、これらの輸送用具への積込みが、この保険の危険開始前に行われる場合、または被保険者もしくはその使用人によって行われ、かつ、これらの者が積込みの時に運送に適さないことを知っている場合に限る。



本免責規定はある拘束力のある契約に従って、善意で保険の目的物を購入した者もしくは購入することに同意した者に保険契約が譲渡され、その者が本保険により保険金を請求する場合には適用されない。

- 3.6 遅延が担保危険によって生じた場合でも、遅延によって生じる滅失、損傷または費用
- 3.7 航空機の所有者、管理者、チャーターする者または運航者の支払不能または金銭債務不履行によって生じる滅失、損傷または費用。ただし、保険の目的物を航空機に積込む時に、被保険者がそのような支払不能または金銭債務不履行が、その輸送の通常の遂行を妨げることになり得ると知っているか、または通常の業務上当然知っているべきである場合に限る。
- 本免責規定はある拘束力のある契約に従って、善意で保険の目的物を購入した者もしくは購入することに同意した者に保険契約が譲渡され、その者が本保険により保険金を請求する場合には適用されない。
- 3.8 直接であると間接であるとを問わず、原子核の分裂および／もしくは融合もしくはその他類似の反応または放射能もしくは放射性物質を利用した兵器または装置の使用によって生じる、またはそれらの使用から生じる滅失、損傷または費用

#### 第4条

この保険は、いかなる場合においても、以下の事由によって生じる滅失、損傷または費用をてん補しない。

- 4.1 戦争、内乱、革命、謀反、反乱もしくはこれらから生じる国内闘争、または敵対勢力によってもしくは敵対勢力に対して行なわれる一切の敵対的行為
- 4.2 捕獲、拿捕(だぼ)、拘束、抑止または抑留(海賊行為を除く)およびこれらの結果またはこれらの一切の企図
- 4.3 遺棄された機雷、魚雷、爆弾またはその他の遺棄された兵器

#### 第5条

この保険は、いかなる場合においても、以下の滅失、損傷または費用をてん補しない。

- 5.1 ストライキに参加する者、職場閉鎖を受けた労働者、または労働争議、騒じょうもしくは暴動に参加している者によって生じるもの
- 5.2 ストライキ、職場閉鎖、労働争議、騒じょうまたは暴動から生じるもの
- 5.3 一切のテロ行為、すなわち、合法的にあるいは非合法に設立された一切の政体を、武力または暴力によって転覆させあるいは支配するために仕向けられた活動を実行する組織のために活動し、あるいはその組織と連携して活動する者の行為によって生じるもの
- 5.4 政治的、思想的、または宗教的動機から活動する一切の者によって生じるもの

#### 保険期間

##### 第6条 輸送条項

- 6.1 下記第9条に従うこととして、この保険は(この保険契約で指定された地の)倉庫、施設構内または保管場所において、この保険の対象となる輸送の開始のために輸送車両またはその他の輸送用具に保険の目的物を直ちに積込む目的で、保険の目的物が最初に動かされた時に開始し、通常の輸送過程にある間継続し、
- 6.1.1 この保険契約で指定された仕向地の最終の倉庫、施設構内または保管場所において、輸送車両またはその他の輸送用具からの荷卸しが完了した時、
- 6.1.2 この保険契約で指定された仕向地到着前であると仕向地にあるとを問わず、被保険者もしくはその使用人が、通常の輸送過程以外の保管のため、または割当もしくは分配のためのいずれかに使用することを選ぶその他の倉庫、施設構内もしくは保管場所において、輸送車両またはその他の輸送用具からの荷卸しが完了した時、または
- 6.1.3 被保険者もしくはその使用人が、通常の輸送過程以外の保管のため、輸送車両もしくはその他の輸送用具またはコンテナを使用することを選んだ時、または
- 6.1.4 最終荷卸地における保険の目的物の航空機からの荷卸完了後30日を経過した時、のうち、いずれか最初に起きた時に終了する。
- 6.2 最終荷卸地における航空機からの荷卸後でこの保険の終了前に、保険の目的物が保険に付けられた仕向地以外の地に継搬される場合は、この保険は第6条1項1号ないし第6条1項4号の保険終了の規定に従って存続するが、変更された仕向地への輸送の開始のために保険の目的物が最初に動かされる時以降は延長されない。
- 6.3 この保険は、(上記第6条1項1号ないし第6条1項4号に規定された保険終了の規定、および下記第7条の規定に従うこととして)被保険者の支配しえない遅延、一切の離路、やむを得ない荷卸し、再積込または積替の期間中および運送契約によって航空運送人に与えられた自由裁量権の行使から生じる一切の危険の変更の期間中有効に存続する。

##### 第7条 運送契約の打ち切り

被保険者の支配しえない事情により、運送契約がその契約で指定された仕向地以外の地において打ち切られたか、または上記第6条に規定するとおり、保険の目的物が荷卸しされる前に輸送が打ち切られた場合には、この保険もその時点で終了する。ただし、被保険者が、遅滞なくその旨を保険者に通知し、担保の継続を要請する場合は、保険者が割増保険料を請求するときはその支払いを条件として、この保険は、

- 7.1 輸送が打ち切られた地において保険の目的物が売却の上引渡される時、または特に別段の協定が行われない限りは、これらの地への保険の目的物の到着後30日を経過した時、のうち、いずれか最初に起きた時、または
- 7.2 保険の目的物が、上記30日の期間(もしくは協定によりこれを延長した期間)内に、この保険契約で指定された仕向地もしくはいずれか他の仕向地へ継搬される場合は、上記第6条の規定によって保険が終了する時まで、有効に存続する。

##### 第8条 輸送の変更

- 8.1 この保険の危険開始後に被保険者が仕向地を変更する場合は、遅滞なくその旨を保険者に通知し、保険料率および保険条件の協定をしなければならない。その協定前に損害が発生した場合は、営利保険市場において妥当と考えられる保険条件および保険料率による担保が得られるときに限り、担保が提供される。

- 8.2 保険の目的物が、(第6条1項に従い)この保険によって企図された輸送を開始したが、被保険者およびその使用人が知らずして、航空機が別の仕向地に向けて出発した場合であっても、この保険はその輸送開始の時に危険が開始したものとす。

## 保険金の請求

### 第9条 被保険利益

- 9.1 この保険によって損害のてん補を受けるためには、被保険者は、損害発生の際に保険の目的物について被保険利益を有していなければならない。
- 9.2 上記第9条1項の規定に従うこととして、保険契約の締結前にこの保険の対象となる損害が発生していたとしても、被保険者がその損害発生的事实を知り、かつ保険者がこれを知らなかった場合を除き、被保険者はこの保険によって担保されている期間内に発生するこの損害についててん補を受ける権利がある。

### 第10条 継搬費用

この保険によって担保される危険の作用の結果として、この保険の対象となる輸送が、この保険によって保険の目的物がそこまで担保されている地以外の地で打切られる場合には、保険者は、保険の目的物の荷卸し、保管およびこの保険に付けられた仕向地までの継搬のために適切かつ合理的に支出された一切の追加費用を被保険者にてん補する。

この第10条は、救助料には適用されないが、上記第3条、第4条および第5条に規定された免責規定の適用を受ける。また、この第10条は被保険者またはその使用人の過失、怠慢、支払不能または金銭債務不履行から生じる費用を含まない。

### 第11条 推定全損

保険の目的物の現実全損が避け難いと思われるため、または保険の目的物の回収、補修および保険に付けられた仕向地までの継搬に要する費用の合計額が到着時の保険の目的物の価額を超える見込であるために、保険の目的物が合理的に遺棄される場合を除き、推定全損に対する保険金はこの保険ではてん補されない。

### 第12条 増値

12.1 この保険に付けられた保険の目的物について被保険者が増値保険を付けた場合は、保険の目的物の協定価額は、この保険の保険金額および同じ損害をてん補するすべての増値保険の保険金額の合計額まで増額されたものとみなされ、この保険による保険者の責任額は、この保険の保険金額の上記合計保険金額に対する割合による。

保険金の請求に際しては、被保険者は、この保険以外のすべての保険の保険金額についての証拠を保険者に提供しなければならない。

12.2 この保険が増値についての保険である場合には、以下の規定を適用する。

保険の目的物の協定価額は、原保険の保険金額および被保険者によってその保険の目的物について保険に付けられ、同じ損害をてん補するすべての増値保険の保険金額の合計額と同額とみなされるものとし、この保険における保険者の責任額は、この保険の保険金額の上記合計保険金額に対する割合による。

保険金の請求に際しては、被保険者は、この保険以外のすべての保険の保険金額についての証拠を保険者に提供しなければならない。

## 保険の利益

### 第13条 この保険は

- 13.1 被保険者を対象とする。被保険者には、この保険契約を自ら締結した者もしくは自己のためにこの保険契約を締結された者として、または譲受人として、保険金の請求を行う者を含む。
- 13.2 拡張解釈またはその他の方法によって運送人その他の受託者を利するために利用されてはならない。

## 損害の軽減

### 第14条 被保険者の義務

この保険によって損害がてん補されるためには、以下のことを被保険者ならびにその使用人および代理人の義務とする。

14.1 その損害を回避または軽減するために合理的な処置を講じること、および

14.2 運送人、受託者またはその他の第三者に対するすべての権利が適切に保全され、かつ行使されることを確保すること。保険者は、この保険によっててん補されるすべての損害に加えて、これらの義務を履行することにより適切かつ合理的に支出された一切の費用についても被保険者に支払う。

### 第15条 権利放棄

保険の目的物の救助、保護または回復のために被保険者または保険者が講じる処置は、委付の放棄または承諾とみなされず、またいずれの当事者の権利を害するものでもない。

## 遅延の回避

### 第16条

被保険者が自己の支配しうるすべての状況下において相当な迅速さをもって行動することがこの保険の条件である。

## 法律および慣習

### 第17条

この保険は、英国の法律および慣習に従う。

注意:第7条により担保の継続が要請される場合、または第8条により仕向地の変更が通知される場合には、遅滞なくその旨を保険者に通知する義務があり、担保の継続を受ける権利は、この義務が履行されることを条件とする。

## 協会戦争約款1/1/09

## 担保危険

### 第1条 危険

この保険は、下記第3条および第4条の規定により除外された場合を除き、以下の事由によって生じる保険の目的物の滅失または損傷をてん補する。

- 1.1 戦争、内乱、革命、謀反、反乱もしくはこれらから生じる国内闘争、または敵対勢力によってもしくは敵対勢力に対して行われる一切の敵対的行為
- 1.2 上記第1条1項で担保される危険から生じる捕獲、拿捕(だぼ)、拘束、抑止または抑留およびそれらの結果またはそれらの一切の企図
- 1.3 遺棄された機雷、魚雷、爆弾またはその他の遺棄された兵器

## 第2条 共同海損

この保険は、本約款で担保される危険による損害を避けるためかまたはこれを避けることに関連して生じ、運送契約および／または準拠法および慣習に従って精算されまたは決定された共同海損および救助料をてん補する。

## 免責事由

### 第3条

この保険は、いかなる場合においても以下のものをてん補しない。

- 3.1 被保険者の故意の違法行為に原因を帰し得る滅失、損傷または費用
- 3.2 保険の目的物の通常の漏損、重量もしくは容積の通常の減少または自然の消耗
- 3.3 この保険の対象となる輸送に通常生じる出来事に堪えることができるはずの保険の目的物の梱包または準備が、不十分または不適切であることによって生じる滅失、損傷または費用。ただし、その梱包または準備が、被保険者もしくはその使用人によって行われる場合またはこの保険の危険開始前に行われる場合に限る(本約款においては、「梱包」にはコンテナへの積付けを含むものとし、「使用人」には独立した請負業者を含まない)。
- 3.4 保険の目的物の固有の瑕疵(かし)または性質によって生じる滅失、損傷または費用
- 3.5 遅延が担保危険によって生じた場合でも、遅延によって生じる滅失、損傷または費用(上記第2条によって支払われる費用を除く)
- 3.6 船舶の所有者、管理者、用船者または運航者の支払不能または金銭債務不履行によって生じる滅失、損傷または費用。ただし、保険の目的物を船舶に積込む時に、被保険者がそのような支払不能または金銭債務不履行が、その航海の通常の遂行を妨げることになり得ると知っているか、または通常の業務上当然知っているべきである場合に限る。  
本免責規定はある拘束力のある契約に従って、善意で保険の目的物を購入した者もしくは購入することに同意した者に保険契約が譲渡され、その者が本保険により保険金を請求する場合には適用されない。
- 3.7 航海もしくは航海事業の喪失または中絶に基づく一切の保険金請求
- 3.8 直接であると間接であるとを問わず、原子核の分裂および／もしくは融合その他類似の反応または放射能もしくは放射性物質を利用した兵器または装置の敵対的使用によって生じる、またはそれらの敵対的使用から生じる滅失、損傷または費用

### 第4条

- 4.1 この保険は、いかなる場合においても以下の事由から生じる滅失、損傷または費用をてん補しない。
  - 4.1.1 船舶もしくは艇の不堪航、または船舶もしくは艇が保険の目的物の安全な運送に適さないこと。ただし、被保険者が、保険の目的物がこれらの輸送用具に積込まれる時に、その不堪航または安全な運送に適さないことを知っている場合に限る。
  - 4.1.2 コンテナまたは輸送用具が保険の目的物の安全な運送に適さないこと。ただし、これらの輸送用具への積み込みが、この保険の危険開始前に行われる場合、または被保険者もしくはその使用人によって行われ、かつ、これらの者が積み込みの時に運送に適さないことを知っている場合に限る。
- 4.2 上記第4条1項1号の免責規定は、拘束力のある契約のもとで、善意で保険の目的物を購入した者もしくは購入することに同意した者にこの保険契約が譲渡され、その者が本保険により保険金を請求する場合には適用されない。
- 4.3 保険者は、船舶の堪航性および船舶が保険の目的物の仕向地までの運送に適することについての黙示担保の違反があっても、これを問わない。

## 保険期間

### 第5条 輸送条項

#### 5.1 この保険は

- 5.1.1 保険の目的物およびその一部についてはその部分が航洋船舶に積込まれた時のみ開始し、
- 5.1.2 下記第5条2項および第5条3項の規定に従うこととして、保険の目的物およびその一部についてはその部分が最終荷卸港または荷卸地において航洋船舶から荷卸される時、  
または  
最終荷卸港または荷卸地に航洋船舶が到着した日の午後12時から起算して15日を経過する時のうち、  
いずれか先に生じた時に終了する。  
上記にかかわらず、  
遅滞なく保険者に通知し、かつ割増保険料が支払われることを条件として、この保険は
- 5.1.3 航洋船舶が最終荷卸港または荷卸地において保険の目的物を荷卸することなく、そこから出航する時に再開し、
- 5.1.4 下記第5条2項および第5条3項の規定に従うこととして、保険の目的物およびその一部についてはその部分が、その後最終の(または代替の)荷卸港または荷卸地において航洋船舶から荷卸される時、  
または  
航洋船舶が最終荷卸港もしくは荷卸地に再び到着した日、または代替の荷卸港もしくは荷卸地に到着した日の午後12時から起算して15日間を経過する時、  
のうち、いずれか最初に起きた時に終了する。

- 5.2 この保険の対象となる航海中に、他の航洋船舶または航空機によって継搬するために、航洋船舶が中間の港または地に保険の目的物を荷卸しすべく到着する場合、または保険の目的物が避難港もしくは避難地において荷卸される場合には、この保険は、下記第5条3項の規定に従い、かつ要請に応じて割増保険料が支払われることを条件として、航洋船舶がこれらの港または地に到着した日の午後12時から起算して15日を経過する時まで継続するが、その後は保険の目的物および

その一部についてはその部分が継搬用の航洋船舶または航空機に積込まれる時に再開する。上記15日の期間内においては、保険の目的物およびその一部についてはその部分が、荷卸し後これらの港または地にある間のみこの保険契約は有効に存続する。保険の目的物がその15日の期間内に継搬されるか、または本第5条2項に従い保険が再開する場合において、

5.2.1 継搬が航洋船舶によるときは、この保険は本約款の条件に従って継続し、  
または

5.2.2 継搬が航空機によるときは、現行協会戦争約款(航空貨物)(郵便物を除く)がこの保険の一部を構成するものとみなされ、航空輸送による継搬に適用される。

5.3 運送契約上の航海が同契約において合意された仕向地以外の港または地において打切られる場合には、その港または地をもって最終荷卸港とみなし、この保険は第5条1項2号に従って終了する。保険の目的物が、その後、元の仕向地またはその他の仕向地へ再び積送される場合には、再輸送の開始前に保険者に通知がなされ、かつ割増保険料が支払われることを条件として、この保険は以下の時に再び開始する。

5.3.1 保険の目的物が荷卸しされた場合には、保険の目的物およびその一部についてはその部分が航海のために継搬航洋船舶に積込まれる時、

5.3.2 保険の目的物が荷卸しされなかった場合には、航洋船舶が最終荷卸港とみなされた港を出航する時、  
上記いずれかの時以後、この保険は第5条1項4号に従って終了する。

5.4 浮遊しているかまたは水面下に沈んでいる機雷および遺棄魚雷の危険に関しては、この保険は、保険の目的物またはその一部が航洋船舶へのまたは航洋船舶からの輸送中は艇に積まれている間にも担保が拡張されるが、保険者によって特に認められた場合を除き、いかなる場合においても航洋船舶からの荷卸後60日間を超えて担保しない。

5.5 遅滞なく保険者に通知がなされ、かつ要請に応じて割増保険料が支払われることを条件として、この保険は、運送契約によって運送人に与えられた自由裁量権の行使から生じる一切の離路または危険の変更の期間中も、本約款の諸規定の範囲内で有効に存続する。

(第5条を適用するにあたっては、

「到着」とは、船舶が港湾当局管轄区域内のバースまたは場所に投錨、係留またはその他の方法で定置されることをいう。そのようなバースまたは場所を使用できない場合には、到着は、荷卸しを予定した港もしくは地またはその沖合に船舶が最初に投錨、係留またはその他の方法で定置された時に生じたものとみなされる。

「航洋船舶」とは、ある港または地から他の港または地に保険の目的物を輸送する船舶で、その航海中に当該船舶による海上航行を含む場合の船舶をいう。)

## 第6条 航海の変更

6.1 この保険の危険開始後に被保険者が仕向地を変更する場合は、遅滞なくその旨を保険者に通知し、保険料率および保険条件の協定をしなければならない。その協定前に損害が発生した場合は、営利保険市場において妥当と考えられる保険条件および保険料率による担保が得られるときに限り、担保が提供される。

6.2 保険の目的物が、(第5条1項に従い)この保険によって企図された輸送を開始したが、被保険者およびその使用人が知らずして、船舶が別の仕向地に向けて出帆した場合であっても、この保険はその輸送開始の時に危険が開始したものとす

る。

## 第7条 この保険契約に規定された事項のうち、第3条7項、第3条8項または第5条に抵触するものは、その抵触の範囲において無効とする。

## 保険金の請求

### 第8条 被保険利益

8.1 この保険によって損害のてん補を受けるためには、被保険者は、損害発生の時に保険の目的物について被保険利益を有していなければならない。

8.2 上記第8条1項の規定に従うこととして、保険契約の締結前にこの保険の対象となる損害が発生していたとしても、被保険者がその損害発生の事実を知り、かつ保険者がこれを知らなかった場合を除き、被保険者はこの保険によって担保されている期間内に発生するこの損害についててん補を受ける権利がある。

### 第9条 増値

9.1 この保険に付けられた保険の目的物について被保険者が増値保険を付けた場合は、保険の目的物の協定価額は、この保険の保険金額および同じ損害をてん補するすべての増値保険の保険金額の合計額まで増額されたものとみなされ、この保険による保険者の責任額は、この保険の保険金額の上記合計保険金額に対する割合による。

保険金の請求に際しては、被保険者は、この保険以外のすべての保険の保険金額についての証拠を保険者に提供しなければならない。

9.2 この保険が増値についての保険である場合には、以下の規定を適用する。

保険の目的物の協定価額は、原保険の保険金額および被保険者によってその保険の目的物について保険に付けられ、同じ損害をてん補するすべての増値保険の保険金額の合計額と同額とみなされるものとし、この保険における保険者の責任額は、この保険の保険金額の上記合計保険金額に対する割合による。

保険金の請求に際しては、被保険者は、この保険以外のすべての保険の保険金額についての証拠を保険者に提供しなければならない。

## 保険の利益

### 第10条 この保険は

10.1 被保険者を対象とする。被保険者には、この保険契約を自ら締結した者もしくは自己のためにこの保険契約を締結された者として、または譲受人として、保険金の請求を行う者を含む。

10.2 拡張解釈またはその他の方法によって運送人その他の受託者を利するために利用されてはならない。

## 損害の軽減

### 第11条 被保険者の義務

この保険によって損害がてん補されるためには、以下のことを被保険者ならびにその使用人および代理人の義務とする。

- 11.1 その損害を回避または軽減するために合理的な処置を講じること、および
- 11.2 運送人、受託者またはその他の第三者に対するすべての権利が適切に保全され、かつ行使されることを確保すること。  
保険者は、この保険によっててん補されるすべての損害に加えて、これらの義務を履行することにより適切かつ合理的に支出された一切の費用についても被保険者に支払う。

#### 第12条 権利放棄

保険の目的物の救助、保護または回復のために被保険者または保険者が講じる処置は、委付の放棄または承諾とみなされず、またいずれの当事者の権利を害するものでもない。

#### 遅延の回避

##### 第13条

被保険者が自己の支配しうるすべての状況下において相当な迅速さをもって行動することがこの保険の条件である。

#### 法律および慣習

##### 第14条

この保険は、英国の法律および慣習に従う。

注意:第5条により担保の再開が要請される場合、または、第6条により仕向地の変更が通知される場合には、遅滞なくその旨を保険者に通知する義務があり、担保の継続を受ける権利は、この義務が履行されることを条件とする。

### 協会戦争約款(航空貨物用 郵便を除く)1/1/09

#### 担保危険

##### 第1条 危険

この保険は、下記第3条の規定により除外された場合を除き、以下の事由によって生じる保険の目的物の滅失または損傷をてん補する。

- 1.1 戦争、内乱、革命、謀反、反乱もしくはこれらから生じる国内闘争、または敵対勢力によってもしくは敵対勢力に対して行なわれる一切の敵対的行為
- 1.2 上記第1条1項で担保される危険から生じる捕獲、拿捕(だほ)、拘束、抑止または抑留およびそれらの結果またはそれらの一切の企図
- 1.3 遺棄された機雷、魚雷、爆弾またはその他の遺棄された兵器

##### 第2条 救助料

この保険は、下記第3条において除外された事由を除く一切の事由による損害を避けるためかまたはこれを避けることに関連して生じた救助料をてん補する。

#### 免責事由

##### 第3条

この保険は、いかなる場合においても以下のものをてん補しない。

- 3.1 被保険者の故意の違法行為に原因を帰し得る滅失、損傷または費用
- 3.2 保険の目的物の通常の漏損、重量もしくは容積の通常の減少または自然の消耗
- 3.3 この保険の対象となる輸送に通常生じる出来事に堪えることができるはずの保険の目的物の梱包または準備が、不十分または不適切であることによって生じる滅失、損傷または費用。ただし、その梱包または準備が、被保険者もしくはその使用人によって行われる場合またはこの保険の危険開始前に行われる場合に限る(本約款においては、「梱包」にはコンテナへの積付けを含むものとし、「使用人」には独立した請負業者を含まない)。
- 3.4 保険の目的物の固有の瑕疵(かし)または性質によって生じる滅失、損傷または費用
- 3.5 航空機、輸送用具またはコンテナが保険の目的物の安全な運送に適さないことにより生じる滅失、損傷または費用  
ただし、これらの輸送用具への積み込みが、この保険の危険開始前に行われる場合、または被保険者もしくはその使用人によって行われ、かつ、これらの者が積み込みの時に運送に適さないことを知っている場合に限る。  
本免責規定はある拘束力のある契約に従って、善意で保険の目的物を購入した者もしくは購入することに同意した者に保険契約が譲渡され、その者が本保険により保険金を請求する場合には適用されない。
- 3.6 遅延が担保危険によって生じた場合でも、遅延によって生じる滅失、損傷または費用
- 3.7 航空機の所有者、管理者、チャーターする者または運航者の支払不能または金銭債務不履行によって生じる滅失、損傷または費用。ただし、保険の目的物を航空機に積み込む時に、被保険者がそのような支払不能または金銭債務不履行が、その輸送の通常の遂行を妨げることになり得ると知っているか、または通常の業務上当然知っているべきである場合に限る。  
本免責規定はある拘束力のある契約に従って、善意で保険の目的物を購入した者もしくは購入することに同意した者に保険契約が譲渡され、その者が本保険により保険金を請求する場合には適用されない。
- 3.8 輸送もしくは航空運送事業の喪失または中絶に基づく一切の保険金請求
- 3.9 直接であると間接であるとを問わず、原子核の分裂および/もしくは融合その他類似の反応または放射能もしくは放射性物質を利用した兵器または装置の敵対的使用によって生じる、またはそれらの敵対的使用から生じる滅失、損傷または費用

#### 保険期間

##### 第4条 輸送条項

###### 4.1 この保険は

- 4.1.1 保険の目的物およびその一部についてはその部分がこの保険の対象となる輸送の開始のために航空機に積み込まれた時にもみ開始し、

- 4.1.2 下記第4条2項および第4条3項の規定に従うこととして、保険の目的物およびその一部についてはその部分が最終荷卸地において航空機から荷卸される時、  
または  
最終荷卸地に航空機が到着した日の午後12時から起算して15日を経過する時のうち、  
いずれか先に生じた時に終了する。

上記にかかわらず、

遅滞なく保険者に通知し、かつ割増保険料が支払われることを条件として、この保険は

- 4.1.3 航空機が最終荷卸地において保険の目的物を荷卸することなく、そこから出発する時に再開し、

- 4.1.4 下記第4条2項および第4条3項の規定に従うこととして、保険の目的物およびその一部についてはその部分が、その後最終の(または代替の)荷卸地において航空機から荷卸される時、

または

航空機が最終荷卸地に再び到着した日、または代替の荷卸地に到着した日の午後12時から起算して15日間を経過する時、

のうち、いずれか最初に起きた時に終了する。

- 4.2 この保険の対象となる輸送中に、他の航空機または航洋船舶によって継搬するために、航空機が中間の地に保険の目的物を荷卸しすべく到着する場合、または保険の目的物が避難港もしくは避難地において荷卸される場合には、この保険は、下記第4条3項の規定に従い、かつ要請に応じて割増保険料が支払われることを条件として、航空機がこれらの地に到着した日の午後12時から起算して15日を経過する時まで継続するが、その後は保険の目的物およびその一部についてはその部分が継搬用の航空機または航洋船舶に積込まれる時に再開する。上記15日の期間内においては、保険の目的物およびその一部についてはその部分が、荷卸し後これらの地にある間のみこの保険契約は有効に存続する。保険の目的物がその15日の期間内に継搬されるか、または本第4条2項に従い保険が再開する場合において、

- 4.2.1 継搬が航空機によるときは、この保険は本約款の条件に従って継続し、

- 4.2.2 継搬が航洋船舶によるときは、現行協会戦争約款がこの保険の一部を構成するものとみなされ、航海による継搬に適用される。

- 4.3 運送契約上の航空輸送が同契約において合意された仕向地以外の地において打切られる場合には、その地をもって最終荷卸地とみなし、この保険は第4条1項2号に従って終了する。保険の目的物が、その後、元の仕向地またはその他の仕向地へ輸送される場合には、再輸送の開始前に保険者に通知がなされ、かつ割増保険料が支払われることを条件として、この保険は以下の時に再び開始する。

- 4.3.1 保険の目的物が荷卸された場合には、保険の目的物およびその一部についてはその部分が輸送のために継搬航空機に積込まれる時、

- 4.3.2 保険の目的物が荷卸されなかった場合には、航空機が最終荷卸地とみなされた地を出発する時、

上記いずれかの時以後、この保険は第4条1項4号に従って終了する。

- 4.4 遅滞なく保険者に通知がなされ、かつ要請に応じて割増保険料が支払われることを条件として、この保険は、運送契約によって運送人に与えられた自由裁量権の行使から生じる一切の離路または危険の変更の期間中も、本約款の諸規定の範囲内で有効に存続する。

(第4条を適用するにあたっては、

「航洋船舶」とは、ある港または地から他の港または地に保険の目的物を輸送する船舶で、その航海中に当該船舶による海上航行を含む場合の船舶をいう。)

## 第5条 航海の変更

- 5.1 この保険の危険開始後に被保険者が仕向地を変更する場合は、遅滞なくその旨を保険者に通知し、保険料率および保険条件の協定をしなければならない。その協定前に損害が発生した場合は、営利保険市場において妥当と考えられる保険条件および保険料率による担保が得られるときに限り、担保が提供される。
- 5.2 保険の目的物が、(第4条1項に従い)この保険によって企図された輸送を開始したが、被保険者およびその使用人が知らずして、航空機が別の仕向地に向けて出発した場合であっても、この保険はその輸送開始の時に危険が開始したものとする。

## 第6条

この保険契約に規定された事項のうち、第3条8項、第3条9項または第4条に抵触するものは、その抵触の範囲において無効とする。

## 保険金の請求

### 第7条 被保険利益

- 7.1 この保険によって損害のてん補を受けるためには、被保険者は、損害発生の際に保険の目的物について被保険利益を有していなければならない。
- 7.2 上記第7条1項の規定に従うこととして、保険契約の締結前にこの保険の対象となる損害が発生していたとしても、被保険者がその損害発生を知り、かつ保険者がこれを知らなかった場合を除き、被保険者はこの保険によって担保されている期間内に発生するこの損害についててん補を受ける権利がある。

### 第8条 増値

- 8.1 この保険に付けられた保険の目的物について被保険者が増値保険を付けた場合は、保険の目的物の協定価額は、この保険の保険金額および同じ損害をてん補するすべての増値保険の保険金額の合計額まで増額されたものとみなされ、この保険による保険者の責任額は、この保険の保険金額の上記合計保険金額に対する割合による。保険金の請求に際しては、被保険者は、この保険以外のすべての保険の保険金額についての証拠を保険者に提供しなければならない。
- 8.2 この保険が増値についての保険である場合には、以下の規定を適用する。

保険の目的物の協定価額は、原保険の保険金額および被保険者によってその保険の目的物について保険に付けられ、同じ損害をてん補するすべての増値保険の保険金額の合計額と同額とみなされるものとし、この保険における保険者の責任額は、この保険の保険金額の上記合計保険金額に対する割合による。保険金の請求に際しては、被保険者は、この保険以外のすべての保険の保険金額についての証拠を保険者に提供しなければならない。

## 保険の利益

### 第9条

この保険は

9.1 被保険者を対象とする。被保険者には、この保険契約を自ら締結した者もしくは自己のためにこの保険契約を締結された者として、または譲受人として、保険金の請求を行う者を含む。

9.2 拡張解釈またはその他の方法によって運送人その他の受託者を利するために利用されてはならない。

## 損害の軽減

### 第10条 被保険者の義務

この保険によって損害がてん補されるためには、以下のことを被保険者ならびにその使用人および代理人の義務とする。

10.1 その損害を回避または軽減するために合理的な処置を講じること、および

10.2 運送人、受託者またはその他の第三者に対するすべての権利が適切に保全され、かつ行使されることを確保すること。保険者は、この保険によっててん補されるすべての損害に加えて、これらの義務を履行することにより適切かつ合理的に支出された一切の費用についても被保険者に支払う。

### 第11条 権利放棄

保険の目的物の救助、保護または回復のために被保険者または保険者が講じる処置は、委付の放棄または承諾とみなされず、またいずれの当事者の権利を害するものでもない。

## 遅延の回避

### 第12条

被保険者が自己の支配しうるすべての状況下において相当な迅速さをもって行動することがこの保険の条件である。

## 法律および慣習

### 第13条

この保険は、英国の法律および慣習に従う。

注意:第4条により担保の再開が要請される場合、または、第5条により仕向地の変更が通知される場合には、遅滞なくその旨を保険者に通知する義務があり、担保の継続を受ける権利は、この義務が履行されることを条件とする。

## 協会戦争約款(郵便用)1/3/09

## 担保危険

### 第1条 危険

この保険は、下記第3条の規定により除外された場合を除き、以下の事由によって生じる保険の目的物の滅失または損傷をてん補する。

1.1 戦争、内乱、革命、謀反、反乱もしくはこれらから生じる国内闘争、または敵対勢力によってもしくは敵対勢力に対して行なわれる一切の敵対的行為

1.2 上記第1条1項で担保される危険から生じる捕獲、拿捕(だほ)、拘束、抑止または抑留およびそれらの結果またはそれらの一切の企図

1.3 遺棄された機雷、魚雷、爆弾またはその他の遺棄された兵器

### 第2条 共同海損

この保険は、本約款で担保される危険による損害を避けるためかまたはこれを避けることに関連して生じ、運送契約および/または準拠法および慣習に従って精算されまたは決定された共同海損および救助料をてん補する。

## 免責事由

### 第3条

この保険は、いかなる場合においても以下のものをてん補しない。

3.1 被保険者の故意の違法行為に原因を帰し得る滅失、損傷または費用

3.2 保険の目的物の通常の漏損、重量もしくは容積の通常の減少または自然の消耗

3.3 この保険の対象となる輸送に通常生じる出来事に堪えることができるはずの保険の目的物の梱包または準備が、不十分または不適切であることによって生じる滅失、損傷または費用。ただし、その梱包または準備が、被保険者もしくはその使用人によって行われる場合またはこの保険の危険開始前に行われる場合に限る(本約款においては、「梱包」にはコンテナへの積付けを含むものとし、「使用人」には独立した請負業者を含まない)。

3.4 保険の目的物の固有の瑕疵(かし)または性質によって生じる滅失、損傷または費用

3.5 遅延が担保危険によって生じた場合でも、遅延によって生じる滅失、損傷または費用(上記第2条によって支払われる費用を除く)

3.6 航海もしくは航海事業の喪失または中絶に基づく一切の保険金請求

3.7 直接であると間接であるとを問わず、原子核の分裂および/もしくは融合その他類似の反応または放射能もしくは放射性物質を利用した兵器または装置の敵対的使用によって生じる、またはそれらの敵対的使用から生じる滅失、損傷または費用

## 保険期間

### 第4条 輸送条項

4.1 この保険は保険の目的物およびその一部についてはその部分が、この保険契約で指定された地の差出人の施設構内にお

いて、この保険の対象となる輸送を直ちに開始するために始めて動かされたときに開始し、保険の目的物およびその一部についてはその部分が郵便梱包に記載の宛先に引き渡される時まで継続する。

ただし、保険の目的物が梱包業者の施設構内にある間は担保しない。

#### 第5条

この保険契約に規定された事項のうち、第3条6項、第3条7項または第4条に抵触するものは、その抵触の範囲において無効とする。

#### 保険金の請求

##### 第6条 被保険利益

- 6.1 この保険によって損害のてん補を受けるためには、被保険者は、損害発生の際に保険の目的物について被保険利益を有していなければならない。
- 6.2 上記第6条1項の規定に従うこととして、保険契約の締結前にこの保険の対象となる損害が発生していたとしても、被保険者がその損害発生の実態を知り、かつ保険者がこれを知らなかった場合を除き、被保険者はこの保険によって担保されている期間内に発生するこの損害についててん補を受ける権利がある。

#### 保険の利益

##### 第7条

この保険は拡張解釈またはその他の方法によって運送人その他の受託者を利するために利用されてはならない。

#### 損害の軽減

##### 第8条 被保険者の義務

この保険によって損害がてん補されるためには、以下のことを被保険者ならびにその使用人および代理人の義務とする。

- 8.1 その損害を回避または軽減するために合理的な処置を講じること、および
- 8.2 運送人、受託者またはその他の第三者に対するすべての権利が適切に保全され、かつ行使されることを確保すること。  
保険者は、この保険によっててん補されるすべての損害に加えて、これらの義務を履行することにより適切かつ合理的に支出された一切の費用についても被保険者に支払う。

##### 第9条 権利放棄

保険の目的物の救助、保護または回復のために被保険者または保険者が講じる処置は、委付の放棄または承諾とみなされず、またいずれの当事者の権利を害するものでもない。

#### 遅延の回避

##### 第10条

被保険者が自己の支配しうるすべての状況下において相当な迅速さをもって行動することがこの保険の条件である。

#### 法律および慣習

##### 第11条

この保険は、英国の法律および慣習に従う。

### 協会ストライキ約款1/1/09

#### 担保危険

##### 第1条 危険

この保険は、下記第3条および第4条の規定により除外された場合を除き、以下の事由によって生じる保険の目的物の滅失または損傷をてん補する。

- 1.1 ストライキに参加する者、職場閉鎖を受けた労働者、または労働争議、騒じょうもしくは暴動に参加している者
- 1.2 一切のテロ行為、すなわち、合法的にあるいは非合法的に設立された一切の政体を、武力または暴力によって転覆させあるいは支配するために仕向けられた活動を実行する組織のために活動し、あるいはその組織と連携して活動する者の行為
- 1.3 政治的、思想的、または宗教的動機から活動する一切の者

##### 第2条 共同海損

この保険は、本約款で担保される危険による損害を避けるためかまたはこれを避けることに関連して生じ、運送契約および／または準拠法および慣習に従って精算されまたは決定された共同海損および救助料をてん補する。

#### 免責事由

##### 第3条

この保険は、いかなる場合においても以下のものをてん補しない。

- 3.1 被保険者の故意の違法行為に原因を帰し得る滅失、損傷または費用
- 3.2 保険の目的物の通常の漏損、重量もしくは容積の通常の減少または自然の消耗
- 3.3 この保険の対象となる輸送に通常生じる出来事に堪えることができるはずの保険の目的物の梱包または準備が、不十分または不適切であることによって生じる滅失、損傷または費用。ただし、その梱包または準備が、被保険者もしくはその使用人によって行われる場合またはこの保険の危険開始前に行われる場合に限る(この第3条3項においては、「梱包」にはコンテナへの積付けを含むものとし、「使用人」には独立した請負業者を含まない)。
- 3.4 保険の目的物の固有の瑕疵(かし)または性質によって生じる滅失、損傷または費用
- 3.5 遅延が担保危険によって生じた場合でも、遅延によって生じる滅失、損傷または費用(上記第2条によって支払われる費用を除く)
- 3.6 船舶の所有者、管理者、用船者または運航者の支払不能または金銭債務不履行によって生じる滅失、損傷または費用。ただし、保険の目的物を船舶に積込む時に、被保険者がそのような支払不能または金銭債務不履行が、その航海の通常の遂行を妨げることになり得ると知っているか、または通常の業務上当然知っているべきである場合に限る。  
本免責規定はある拘束力のある契約に従って、善意で保険の目的物を購入した者もしくは購入することに同意した者に保



険契約が譲渡され、その者が本保険により保険金を請求する場合には適用されない。

- 3.7 一切のストライキ、職場閉鎖、労働争議、騒じょうもしくは暴動から生じる一切の種類の労働者の不在、不足または引上げから生じる滅失、損傷または費用
- 3.8 航海もしくは航海事業の喪失または中絶に基づく一切の保険金請求
- 3.9 直接であると間接であるとを問わず、原子核の分裂および／もしくは融合もしくはその他類似の反応または放射能もしくは放射性物質を利用した兵器または装置の使用によって生じる、またはそれらの使用から生じる滅失、損傷または費用
- 3.10 戦争、内乱、革命、謀反、反乱もしくはこれらから生じる国内闘争、または敵対勢力によってもしくは敵対勢力に対して行なわれる一切の敵対的行為によって生じる滅失、損傷または費用

#### 第4条

- 4.1 この保険は、いかなる場合においても以下の事由から生じる滅失、損傷または費用をてん補しない。
  - 4.1.1 船舶もしくは艇の不堪航、または船舶もしくは艇が保険の目的物の安全な運送に適さないこと。ただし、被保険者が、保険の目的物がこれらの輸送用具に積込まれる時に、その不堪航または安全な運送に適さないことを知っている場合に限る。
  - 4.1.2 コンテナまたは輸送用具が保険の目的物の安全な運送に適さないこと。ただし、これらの輸送用具への積込みが、この保険の危険開始前に行われる場合、または被保険者もしくはその使用人によって行われ、かつ、これらの者が積込みの時に運送に適さないことを知っている場合に限る。
- 4.2 上記第4条1項1号の免責規定は、拘束力のある契約のもとで、善意で保険の目的物を購入した者または購入することに同意した者にこの保険契約が譲渡され、その者が本保険により保険金を請求する場合には適用されない。
- 4.3 保険者は、船舶の堪航性および船舶が保険の目的物の仕向地までの運送に適することについての黙示担保の違反があっても、これを問わない。

#### 保険期間

##### 第5条 輸送条項

- 5.1 下記第8条に従うこととして、この保険は(この保険契約で指定された地の)倉庫または保管場所において、この保険の対象となる輸送の開始のために輸送車両またはその他の輸送用具に保険の目的物を直ちに積込む目的で、保険の目的物が最初に動かされた時に開始し、通常の輸送過程にある間継続し、
  - 5.1.1 この保険契約で指定された仕向地の最終の倉庫または保管場所において、輸送車両またはその他の輸送用具からの荷卸しが完了した時、
  - 5.1.2 この保険契約で指定された仕向地到着前であると仕向地にあるとを問わず、被保険者もしくはその使用人が、通常の輸送過程以外の保管のため、または割当もしくは分配のためのいずれかに使用することを選ぶその他の倉庫もしくは保管場所において、輸送車両またはその他の輸送用具からの荷卸しが完了した時、または
  - 5.1.3 被保険者もしくはその使用人が、通常の輸送過程以外の保管のため、輸送車両もしくはその他の輸送用具またはコンテナを使用することを選んだ時、または
  - 5.1.4 最終荷卸港における保険の目的物の航洋船舶からの荷卸完了後60日を経過した時、のうち、いずれか最初に起きた時に終了する。
- 5.2 最終荷卸港における航洋船舶からの荷卸後でこの保険の終了前に、保険の目的物が保険に付けられた仕向地以外の地に継搬される場合は、この保険は第5条1項1号ないし第5条1項4号の保険終了の規定に従って存続するが、変更された仕向地への輸送の開始のために保険の目的物が最初に動かされる時以降は延長されない。
- 5.3 この保険は、(上記第5条1項1号ないし第5条1項4号に規定された保険終了の規定、および下記第6条の規定に従うこととして)被保険者の支配しえない遅延、一切の離路、やむを得ない荷卸し、再積込または積替の期間中および運送契約によって運送人に与えられた自由裁量権の行使から生じる一切の危険の変更の期間中有効に存続する。

##### 第6条 運送契約の打切り

被保険者の支配しえない事情により、運送契約がその契約で指定された仕向地以外の港または地において打切られたか、または上記第5条に規定するとおり、保険の目的物が荷卸しされる前に輸送が打切られた場合には、この保険もその時点で終了する。ただし、被保険者が、遅滞なくその旨を保険者に通知し、担保の継続を要請する場合は、保険者が割増保険料を請求するときはその支払いを条件として、この保険は、

- 6.1 輸送が打切られた港もしくは地において保険の目的物が売却の上引渡される時、または特に別段の協定が行われない限りは、これらの港または地への保険の目的物の到着後60日を経過した時、のうち、いずれか最初に起きた時、または
- 6.2 保険の目的物が、上記60日の期間(もしくは協定によりこれを延長した期間)内に、この保険契約で指定された仕向地もしくはいずれか他の仕向地へ継搬される場合は、上記第5条の規定によって保険が終了する時まで、有効に存続する。

##### 第7条 航海の変更

- 7.1 この保険の危険開始後に被保険者が仕向地を変更する場合は、遅滞なくその旨を保険者に通知し、保険料率および保険条件の協定をしなければならない。その協定前に損害が発生した場合は、営利保険市場において妥当と考えられる保険条件および保険料率による担保が得られるときに限り、担保が提供される。
- 7.2 保険の目的物が、(第5条1項に従い)この保険によって企図された輸送を開始したが、被保険者およびその使用人が知らずして、船舶が別の仕向地に向けて出帆した場合であっても、この保険はその輸送開始の時に危険が開始したものとす

#### 保険金の請求

##### 第8条 被保険利益

- 8.1 この保険によって損害のてん補を受けるためには、被保険者は、損害発生の際に保険の目的物について被保険利益を有していなければならない。
- 8.2 上記第8条1項の規定に従うこととして、保険契約の締結前にこの保険の対象となる損害が発生していたとしても、被保険者

がその損害発生的事实を知り、かつ保険者がこれを知らなかった場合を除き、被保険者はこの保険によって担保されている期間内に発生するこの損害についててん補を受ける権利がある。

## 第9条 増値

9.1 この保険に付けられた保険の目的物について被保険者が増値保険を付けた場合は、保険の目的物の協定価額は、この保険の保険金額および同じ損害をてん補するすべての増値保険の保険金額の合計額まで増額されたものとみなされ、この保険による保険者の責任額は、この保険の保険金額の上記合計保険金額に対する割合による。

保険金の請求に際しては、被保険者は、この保険以外のすべての保険の保険金額についての証拠を保険者に提供しなければならない。

9.2 この保険が増値についての保険である場合には、以下の規定を適用する。

保険の目的物の協定価額は、原保険の保険金額および被保険者によってその保険の目的物について保険に付けられ、同じ損害をてん補するすべての増値保険の保険金額の合計額と同額とみなされるものとし、この保険における保険者の責任額は、この保険の保険金額の上記合計保険金額に対する割合による。

保険金の請求に際しては、被保険者は、この保険以外のすべての保険の保険金額についての証拠を保険者に提供しなければならない。

## 保険の利益

### 第10条 この保険は

10.1 被保険者を対象とする。被保険者には、この保険契約を自ら締結した者もしくは自己のためにこの保険契約を締結された者として、または譲受人として、保険金の請求を行う者を含む。

10.2 拡張解釈またはその他の方法によって運送人その他の受託者を利するために利用されてはならない。

## 損害の軽減

### 第11条 被保険者の義務

この保険によって損害がてん補されるためには、以下のことを被保険者ならびにその使用人および代理人の義務とする。

11.1 その損害を回避または軽減するために合理的な処置を講じること、および

11.2 運送人、受託者またはその他の第三者に対するすべての権利が適切に保全され、かつ行使されることを確保すること。

保険者は、この保険によっててん補されるすべての損害に加えて、これらの義務を履行することにより適切かつ合理的に支出された一切の費用についても被保険者に支払う。

### 第12条 権利放棄

保険の目的物の救助、保護または回復のために被保険者または保険者が講じる処置は、委付の放棄または承諾とみなされず、またいずれの当事者の権利を害するものでもない。

## 遅延の回避

### 第13条

被保険者が自己の支配しうるすべての状況下において相当な迅速さをもって行動することがこの保険の条件である。

## 法律および慣習

### 第14条

この保険は、英国の法律および慣習に従う。

注意:第6条により担保の継続が要請される場合、または第7条により仕向地の変更が通知される場合には、遅滞なくその旨を保険者に通知する義務があり、担保の継続を受ける権利は、この義務が履行されることを条件とする。

## 協会ストライキ約款(航空貨物用)1/1/09

## 担保危険

### 第1条 危険

この保険は、下記第3条の規定により除外された場合を除き、以下の事由によって生じる保険の目的物の滅失または損傷をてん補する。

1.1 ストライキに参加する者、職場閉鎖を受けた労働者、または労働争議、騒じょうもしくは暴動に参加している者

1.2 一切のテロ行為、すなわち、合法的にあるいは非合法的に設立された一切の政体を、武力または暴力によって転覆させあるいは支配するために仕向けられた活動を実行する組織のために活動し、あるいはその組織と連携して活動する者の行為

1.3 政治的、思想的、または宗教的動機から活動する一切の者

### 第2条 救助料

この保険は、下記第3条において除外された事由を除く一切の事由による損害を避けるためかまたはこれを避けることに関連して生じた救助料をてん補する。

## 免責事由

### 第3条

この保険は、いかなる場合においても以下のものをてん補しない。

3.1 被保険者の故意の違法行為に原因を帰し得る滅失、損傷または費用

3.2 保険の目的物の通常の漏損、重量もしくは容積の通常の減少または自然の消耗

3.3 この保険の対象となる輸送に通常生じる出来事に堪えることができるはずの保険の目的物の梱包または準備が、不十分または不適切であることによって生じる滅失、損傷または費用。ただし、その梱包または準備が、被保険者もしくはその使用人によって行われる場合またはこの保険の危険開始前に行われる場合に限る(この第3条3項においては、「梱包」にはコンテナへの積付けを含むものとし、「使用人」には独立した請負業者を含まない)。

3.4 保険の目的物の固有の瑕疵(かし)または性質によって生じる滅失、損傷または費用

3.5 航空機、輸送用具またはコンテナが保険の目的物の安全な運送に適さないことにより生じる滅失、損傷または費用

ただし、これらの輸送用具への積込みが、この保険の危険開始前に行われる場合、または被保険者もしくはその使用人によって行われ、かつ、これらの者が積込みの時に運送に適さないことを知っている場合に限る。

本免責規定はある拘束力のある契約に従って、善意で保険の目的物を購入した者もしくは購入することに同意した者に保険契約が譲渡され、その者が本保険により保険金を請求する場合には適用されない。

- 3.6 遅延が担保危険によって生じた場合でも、遅延によって生じる滅失、損傷または費用
- 3.7 航空機の所有者、管理者、チャーターする者または運航者の支払不能または金銭債務不履行によって生じる滅失、損傷または費用。ただし、保険の目的物を航空機に積込む時に、被保険者がそのような支払不能または金銭債務不履行が、その輸送の通常の遂行を妨げることになり得ると知っているか、または通常の業務上当然知っているべきである場合に限る。  
本免責規定はある拘束力のある契約に従って、善意で保険の目的物を購入した者もしくは購入することに同意した者に保険契約が譲渡され、その者が本保険により保険金を請求する場合には適用されない。
- 3.8 一切のストライキ、職場閉鎖、労働争議、騒じょうもしくは暴動から生じる一切の種類の労働者の不在、不足または引上げから生じる滅失、損傷または費用
- 3.9 輸送もしくは航空運送事業の喪失または中絶に基づく一切の保険金請求
- 3.10 直接であると間接であるとを問わず、原子核の分裂および／もしくは融合もしくはその他類似の反応または放射能もしくは放射性物質を利用した兵器または装置の使用によって生じる、またはそれらの使用から生じる滅失、損傷または費用
- 3.11 戦争、内乱、革命、謀反、反乱もしくはこれらから生じる国内闘争、または敵対勢力によってもしくは敵対勢力に対して行われる一切の敵対的行為によって生じる滅失、損傷または費用

## 保険期間

### 第4条 輸送条項

- 4.1 下記第7条に従うこととして、この保険は(この保険契約で指定された地の)倉庫、施設構内または保管場所において、この保険の対象となる輸送の開始のために輸送車両またはその他の輸送用具に保険の目的物を直ちに積込む目的で、保険の目的物が最初に動かされた時に開始し、  
通常輸送過程にある間継続し、
  - 4.1.1 この保険契約で指定された仕向地の最終の倉庫、施設構内または保管場所において、輸送車両またはその他の輸送用具からの荷卸しが完了した時、
  - 4.1.2 この保険契約で指定された仕向地到着前であると仕向地にあるとを問わず、被保険者もしくはその使用人が、通常輸送過程以外の保管のため、または割当もしくは分配のためのいずれかに使用することを選ぶその他の倉庫、施設構内もしくは保管場所において、輸送車両またはその他の輸送用具からの荷卸しが完了した時、または
  - 4.1.3 被保険者もしくはその使用人が、通常輸送過程以外の保管のため、輸送車両もしくはその他の輸送用具またはコンテナを使用することを選んだ時、または
  - 4.1.4 最終荷卸地における保険の目的物の航空機からの荷卸完了後30日を経過した時、  
のうち、いずれか最初に起きた時に終了する。
- 4.2 最終荷卸地における航空機からの荷卸後でこの保険の終了前に、保険の目的物が保険に付けられた仕向地以外の地に継搬される場合は、この保険は第4条1項1号ないし第4条1項4号の保険終了の規定に従って存続するが、変更された仕向地への輸送の開始のために保険の目的物が最初に動かされる時以降は延長されない。
- 4.3 この保険は、(上記第4条1項1号ないし第4条1項4号に規定された保険終了の規定、および下記第5条の規定に従うこととして)被保険者の支配しえない遅延、一切の離路、やむを得ない荷卸し、再積込または積替の期間中および運送契約によって航空運送人に与えられた自由裁量権の行使から生じる一切の危険の変更の期間中有効に存続する。

### 第5条 運送契約の打ち切り

被保険者の支配しえない事情により、運送契約がその契約で指定された仕向地以外の地において打ち切られたか、または上記第4条に規定するとおり、保険の目的物が荷卸しされる前に輸送が打ち切られた場合には、この保険もその時点で終了する。ただし、被保険者が、遅滞なくその旨を保険者に通知し、担保の継続を要請する場合は、保険者が割増保険料を請求するときはその支払いを条件として、この保険は、

- 5.1 輸送が打ち切られた地において保険の目的物が売却の上引渡される時、または特に別段の協定が行われない限りは、これらの地への保険の目的物の到着後30日を経過した時、  
のうち、いずれか最初に起きた時、  
または
- 5.2 保険の目的物が、上記30日の期間(もしくは協定によりこれを延長した期間)内に、この保険契約で指定された仕向地もしくはいずれか他の仕向地へ継搬される場合は、上記第4条の規定によって保険が終了する時まで、有効に存続する。

### 第6条 輸送の変更

- 6.1 この保険の危険開始後に被保険者が仕向地を変更する場合は、遅滞なくその旨を保険者に通知し、保険料率および保険条件の協定をしなければならない。その協定前に損害が発生した場合は、営利保険市場において妥当と考えられる保険条件および保険料率による担保が得られるときに限り、担保が提供される。
- 6.2 保険の目的物が、(第4条1項に従い)この保険によって企図された輸送を開始したが、被保険者およびその使用人が知らずして、航空機が別の仕向地に向けて出発した場合であっても、この保険はその輸送開始の時に危険が開始したものとす。

## 保険金の請求

### 第7条 被保険利益

- 7.1 この保険によって損害のてん補を受けるためには、被保険者は、損害発生の際に保険の目的物について被保険利益を有していなければならない。

- 7.2 上記第7条1項の規定に従うこととして、保険契約の締結前にこの保険の対象となる損害が発生していたとしても、被保険者がその損害発生の事実を知り、かつ保険者がこれを知らなかった場合を除き、被保険者はこの保険によって担保されている期間内に発生するこの損害についててん補を受ける権利がある。

#### 第8条 増値

- 8.1 この保険に付けられた保険の目的物について被保険者が増値保険を付けた場合は、保険の目的物の協定価額は、この保険の保険金額および同じ損害をてん補するすべての増値保険の保険金額の合計額まで増額されたものとみなされ、この保険による保険者の責任額は、この保険の保険金額の上記合計保険金額に対する割合による。  
保険金の請求に際しては、被保険者は、この保険以外のすべての保険の保険金額についての証拠を保険者に提供しなければならない。
- 8.2 この保険が増値についての保険である場合には、以下の規定を適用する。  
保険の目的物の協定価額は、原保険の保険金額および被保険者によってその保険の目的物について保険に付けられ、同じ損害をてん補するすべての増値保険の保険金額の合計額と同額とみなされるものとし、この保険における保険者の責任額は、この保険の保険金額の上記合計保険金額に対する割合による。  
保険金の請求に際しては、被保険者は、この保険以外のすべての保険の保険金額についての証拠を保険者に提供しなければならない。

#### 保険の利益

##### 第9条

この保険は

- 9.1 被保険者を対象とする。被保険者には、この保険契約を自ら締結した者もしくは自己のためにこの保険契約を締結された者として、または譲受人として、保険金の請求を行う者を含む。
- 9.2 拡張解釈またはその他の方法によって運送人その他の受託者を利するために利用されてはならない。

#### 損害の軽減

##### 第10条 被保険者の義務

この保険によって損害がてん補されるためには、以下のことを被保険者ならびにその使用人および代理人の義務とする。

- 10.1 その損害を回避または軽減するために合理的な処置を講じること、および
- 10.2 運送人、受託者またはその他の第三者に対するすべての権利が適切に保全され、かつ行使されることを確保すること。  
保険者は、この保険によっててん補されるすべての損害に加えて、これらの義務を履行することにより適切かつ合理的に支出された一切の費用についても被保険者に支払う。

##### 第11条 権利放棄

保険の目的物の救助、保護または回復のために被保険者または保険者が講じる処置は、委付の放棄または承諾とみなされず、またいずれの当事者の権利を害するものでもない。

#### 遅延の回避

##### 第12条

被保険者が自己の支配しうるすべての状況下において相当な迅速さをもって行動することがこの保険の条件である。

#### 法律および慣習

##### 第13条

この保険は、英国の法律および慣習に従う。

注意:第5条により担保の継続が要請される場合、または第6条により仕向地の変更が通知される場合には、遅滞なくその旨を保険者に通知する義務があり、担保の継続を受ける権利は、この義務が履行されることを条件とする。

### 航空貨物用(C)約款 1/1/09

協会貨物約款(航空貨物用 郵便を除く)の第1条の危険約款は削除され、以下の規定に置き換えられるものとする。

この保険は、協会貨物約款(航空貨物用 郵便を除く)の第3条、第4条および第5条において免責とされている損害を除き、以下の損害をてん補する。

1. 以下の事由に原因を合理的に帰し得る保険の目的物の滅失または損傷
  - 1.1 火災または爆発
  - 1.2 航空機の衝突、または飛行中のエンジン、油圧機器、電気系統または機械の故障による不時着
  - 1.3 陸上輸送用具の転覆または脱線
    - 1.4.1 航空機の滑走路以外の他物との衝突または接触
    - 1.4.2 船舶、艇または輸送用具の、水以外の他物との衝突または接触
  - 1.5 船舶または艇の座礁、乗揚げ、沈没または転覆
  - 1.6 避難港または避難空港における貨物の荷卸し
2. 以下の事由によって生じる保険の目的物の滅失または損傷
  - 2.1 共同海損犠牲
  - 2.2 投荷

## テロリスクの保険期間に関する特別約款 2009

この約款は至上であり、この保険に含まれたこれと抵触する他の一切の規定に優先する。

1. 保険契約もしくは関連する約款に含まれるいかなる規定にもかかわらず、保険契約が一切のテロ行為、すなわち、合法的にあるいは非合法に設立された一切の政体を、武力または暴力によって転覆させあるいは支配するために仕向けられた活動を実行する組織のために活動し、あるいはその組織と連携して活動する者の行為、または政治的、思想的、または宗教的動機から活動する一切の者によって生じる滅失、損傷または費用をてん補する場合には、当社のでん補責任は保険の目的が通常の運送過程にあることを条件とし、またいかなる場合も、以下のうちいずれか早いときに終了するものとする。
  - 1.1 保険契約に含まれる運送約款に定められた保険の終期または
  - 1.2 保険契約で指定された仕向地の最終の倉庫または保管場所において、輸送車両またはその他の輸送用具からの荷卸しが完了した時
  - 1.3 この保険契約で指定された仕向地到着前であると仕向地にあるとを問わず、被保険者もしくはその使用人が、通常の輸送過程以外の保管のため、または割当もしくは分配のためのいずれかに使用することを選ぶその他の倉庫もしくは保管場所において、輸送車両またはその他の輸送用具からの荷卸しが完了した時、または、
  - 1.4 被保険者もしくはその使用人が、通常の輸送過程以外の保管のため、輸送車両もしくはその他の輸送用具またはコンテナを使用することを選んだ時または
  - 1.5 海上輸送の場合は、最終荷卸港における保険の目的物の航洋船舶からの荷卸完了後60日を経過した時
  - 1.6 航空輸送の場合は、最終荷卸地における保険の目的物の航空機からの荷卸完了後30日を経過した時
2. 保険契約もしくは関連する約款により、保管の後、または上記のとおり規定される終期以降の内陸輸送またはその他の輸送中についても引き続き担保している場合は、当社のでん補責任は再び開始し、第一条の規定に従い再び終了するまでの通常の運送過程にある間は、継続するものとする。

## 協会機械修繕約款 01/12/2008

被保険機械または一つ以上の部品から構成されるその他の製造品の一部に、この保険により担保される危険に因って滅失又は損傷が生じた場合、保険金の総額は、当該損害を受けた部分の取替部品代金または修繕費用に、(再)取付のための人件費および輸送費用を加えた額を超えないものとする。

被保険機械または製造品に関する関税の全額が保険金額に含まれている場合に限り、取替部品あるいは修理部品に関して発生した追加関税を支払うことによって生じた損失についてもてん補する。

いかなる場合においても、保険者の責任は、当該機械または製造品の保険金額を超えないものとする。

## 協会戦争約款に係わる特別約款

協会戦争約款1/1/09、協会戦争約款(航空貨物用 郵便を除く)1/1/09、協会戦争約款(郵便用)1/3/09の第1条2項は、以下の規定に置き換えられるものとする。

- 1.2 ~~上記第1条1項で担保される危険から生じる~~捕獲、拿捕(だほ)、拘束、抑止または抑留およびそれらの結果またはそれらの一切の企  
図

## 協会貨物約款(C)1/1/09に係わる特別約款

以下の約款が協会貨物約款(C)1/1/09の第1条に追加されるものとする。

- 1.3 波ざらいによって生じる保険の目的物の全損
- 1.4 船舶または艇への積込み、またはそれらからの荷卸し中に水没または落下した貨物の荷造1個毎の全損
- 1.5 海水、湖水または河川水の船舶、艇、船倉、輸送用具、コンテナまたは保管場所への浸入によって生じる保険の目的物の全損

## 海賊および悪意損害担保約款

割増保険料が支払われることを条件として、免責規定“deliberate damage to or deliberate destruction of the subject-matter insured or any part thereof by the wrongful act of any person or persons”(一切の人または人々の不法な行為による保険の目的物の全部または一部の故意の損傷または故意の破壊)は削除され、この保険は悪意の行動、破壊行為または海賊によって生じた保険の目的物の滅失または損傷をてん補する。

ただし、いかなる場合においても、この保険中の他の免責規定に従うものとする。